高知県森林整備公社の経営改革プラン(案)

平成23年10月

高知県森林整備公社経営検討委員会

目 次

| 1. | F | 事矢 | 印具 | 具森 | 林整 | 備公社の概要 | 5 |
|----|---|----|----|-----|-------------|-----------------------|----|
| | 1 | | 1 | 沿 | 革. | | 5 |
| | 1 | | 2 | 彭 | 対立国 | 目的 | 5 |
| | 1 | | 3 | 社 | 上員・ | · 役員 | 5 |
| | 1 | | 4 | 稻 | [営. | | 7 |
| | | 1 | | 4. | 1 | 経営理念 | 7 |
| | | 1 | | 4. | 2 | 経営戦略 | 7 |
| | | 1 | | 4. | 3 | 経営者 | 7 |
| 2 | | 窮 | 境 | 原因 | <u></u> | | 7 |
| | 2 | | 1 | ЦJ | ス入見 | 記込額不足 | 8 |
| | | 2 | | 1. | 1 | 木材価格の下落 | 8 |
| | | 2 | | 1. | 2 | 素材生産費·運材費 | 10 |
| | | 2 | | 1. | 3 | 分収割合 | 10 |
| | | 2 | | 1. | 4 | ビジネスモデルの破綻 | 10 |
| | 2 | | 2 | 責 | 賃任の |)所在 | 12 |
| | | 2 | | 2. | 1 | 3年を限度の在任期間 | 12 |
| | | 2 | | 2. | 2 | 問われない経営責任 | 12 |
| | | 2 | | 2. | 3 | 問題の潜在化 | |
| | | 2 | | 2. | 4 | 多数の理事 | 12 |
| | | 2 | | 2. | 5 | 貸借対照表の固定資産(造林起業)の計上方法 | |
| | | 2 | | 2. | 6 | 県の責任 | 12 |
| | | 2 | | 2. | 7 | 国の責任 | 13 |
| | 2 | | 3 | 捋 | 《算性 | 挂 | 13 |
| | | 2 | | 3. | 1 | 民間が行わない仕事 | 13 |
| | | 2 | | 3. | 2 | 競争なき発注 | 13 |
| | | 2 | | 3. | 3 | 環境僻地 | 13 |
| | | 2 | | 3. | 4 | 不足分は融資に依存 | 13 |
| | 2 | | 4 | 人 | 、件星 | <u> </u> | 14 |
| | | 2 | | 4. | 1 | 多額の人件費 | 14 |
| | | 2 | | 4. | 2 | 退職引当金不足 | 14 |
| | | 2 | | 4. | 3 | 組織・規定の見直しが必要 | 16 |
| | 2 | | 5 | . 徨 | で理る | 下足 | 16 |
| | | 2 | | 5. | 1 | 遠隔地 | 16 |
| | | 2 | | 5. | 2 | 造林地所有者 | 16 |
| | | 2 | | 5. | 3 | 収益管理不足 | 16 |
| | 2 | | 6 | 稻 | E 営電 | 面の欠如 | 16 |
| | | 2 | | 6. | 1 | 管理者不足 | 16 |

| | | 2. 6 | 5. 2 | 経営目的の欠如 | 16 |
|---|---|------|----------|-------------------------|----|
| | 2 | . 7 | 外注依 | 文存 | 17 |
| | | 2. 7 | . 1 | 組織として行う収益事業がない | 17 |
| | | 2. 7 | . 2 | 競争なき発注 | 17 |
| | 2 | . 8 | 多額の |)債務 | 17 |
| | | 2. 8 | 3. 1 | 慢性的な歳出超過 | 17 |
| | | 2. 8 | 3. 2 | 多額の支払利息 | 17 |
| | | 2. 8 | 3. 3 | 自己資金不足 | 18 |
| | | 2. 8 | 3. 4 | 県に依存 | 18 |
| | 2 | . 9 | 窮境原 | 原因についての総括 | 18 |
| 3 | | 組織図 | <u> </u> | | 19 |
| 4 | | 権限. | ••••• | | 19 |
| 5 | | 予算及 | なび決算 | | 20 |
| 6 | | SWC | T分析 | Ť | 22 |
| 7 | | 業務フ | プロセス | 〈分析 | 22 |
| 8 | | 長期収 | 又支の見 | 見通しについて | 23 |
| 9 | | 森林整 | を備公社 | 上改革案 | 25 |
| | 9 | . 1 | 現状維 | 隹持 | 25 |
| | 9 | . 2 | 共同経 | 圣営 | 25 |
| | 9 | . 3 | 改革実 | ミ施の上、存続 | 26 |
| | 9 | . 4 | 民間委 | 託 | 27 |
| | 9 | . 5 | 民間譲 | 護渡 | 28 |
| | 9 | . 6 | 森林整 | を備公社廃止 | 28 |
| | 9 | . 7 | 公社を | と廃止し、県営林とする | 29 |
| | 9 | . 8 | 小括 | | 29 |
| 1 | 0 | . 公社 | 上存続フ | プラン | 31 |
| | 1 | 0. 1 | 森林 | ホ資産の厳格査定 | 32 |
| | | 10. | 1. 1 | 採算林と不採算林及び経済林と非経済林に区分する | 32 |
| | | | | 2 区分に対応した経営方針の明確化 | |
| | 1 | 0. 2 | 2 利子 | - 負担の軽減 | 32 |
| | | 10. | 2. 1 | 自己資金による高利率借入の償還 | 32 |
| | | 1 0 |). 2. | 1. 1 毎期の収益から返済 | 32 |
| | | 1 0 |). 2. | 1. 2 DES の利用 | 32 |
| | | | | 2 県の支援による繰上償還 | |
| | | | | 2. 1 県の独自資金による繰上償還 | |
| | | 1 0 |). 2. | 2. 2 三セク債の活用 | 34 |
| | | | | 3 債権放棄 | |
| | | | | 耳長等の経営責任者の選出 | |
| | | 10. | 3. 1 | 就任期限のある公務員を排除 | 36 |

| 10.3.2 民間から理事長等の経営責 | f任者を選出する36 |
|---------------------|------------------|
| 10.3.3 経営責任を明確化する | 36 |
| 10.4 理事会の活性化 | 36 |
| 10.4.1 理事会の下部組織としての | 幹事会議を定期的に開催する36 |
| 10.4.2 理事及び幹事の選出 | 37 |
| 10.4.3 モニタリング経営の実施 | 37 |
| 10.4.4 報酬の支出 | 37 |
| 10.4.5 公社経営をコントロールす | ⁻ る37 |
| 10.4.6 監査役の強化 | 37 |
| 10.4.6.1 経費支出のチェック | 38 |
| 10.4.6.2 経営の助言 | 38 |
| 10.4.6.3 監査役の選出 | 38 |
| 10.4.6.4 報酬の支出 | 38 |
| 10.5 事業手法の見直し | 38 |
| 10.5.1 将来の投資に見合う物件に | 集中投資する38 |
| 10.5.2 不採算林を中心とした分離 | ・分割の推進38 |
| 10.5.3 外注先の選定方法の見直し | を行う38 |
| 10.5.4 入札制度の導入を行う | 39 |
| 10.5.5 民間企業との提携を行う | 39 |
| 10.5.6 経営委託 | 39 |
| | 39 |
| 10.6.1 賃金制度の見直し | 39 |
| | 39 |
| | 39 |
| | 40 |
| | 40 |
| | 40 |
| | 40 |
| | 40 |
| | 40 |
| | 廃止40 |
| | 41 |
| | 41 |
| | 41 |
| 11. 速やかに対応すべき公社改善策 | |
| | :償還41 |
| | 41 |
| 11.3 事業執行方法の見直し | 41 |

| 「経営改革プラン」のまとめ(案) | 41 |
|--------------------------------------|----|
| まとめ | 42 |
| 1. 今後の森林整備公社が担う役割とそのあり方について | 43 |
| 1. 1 現状・課題 | 43 |
| 1. 2 今後の方策と担うべきあり方 | 43 |
| 2. 改革プランの基本方針 | 44 |
| 3. 経営改革に向けた具体的な取り組み | 44 |
| 3. 1 森林資産の査定(再精査)による区分の明確化と区分ごとの経営方針 | 44 |
| 3. 2 事業手法の見直し | 45 |
| 3. 3 分収割合の見直し | 47 |
| 3. 4 人件費の圧縮・削減 | 47 |
| 3. 5 プロパー職員の採用 | 47 |
| 4. 有利子負債の早期圧縮及び将来的な解消策 | 47 |
| 5. 経営責任体制の明確化 | 48 |
| 6. 全国統一の新会計基準適用による財務状況の透明性確保策 | 48 |
| 7. 新公益法人への移行 | 48 |
| 8. 当委員会としての示す方向性 | |

社団法人高知県森林整備公社の概要について

I. 事業デューデリジェンス (DD)

1. 高知県森林整備公社の概要

1. 1 沿革

昭和 36 年(1961) 民法第 34 条に基づく社団法人として設立(S36.9.4)

名称「社団法人 高知県林業公社」

県からの出資金 30,000 千円

昭和 46 年(1971) 県営林事業の新植、保育事業等の受託

昭和53年(1978) 甫喜ケ峰森林公園維持管理事業の受託(H11.3.31まで)

昭和58年(1983) 高知県教育の森造成事業の移管

昭和 60 年(1985) 森林整備法人に認定

平成 8年(1995) 社団法人高知県森林整備公社に名称変更

平成 9年(1996) 林業労働力確保支援センターに指定

平成 17 年(2004) 林業労働力確保支援センター事業を山村林業振興基金へ移管

*出資金 30,000 千円は平成 19 年度決算から新公益法人会計に変更する際に、一般正 味財産として計上されている。

*事業所数は 本社 1か所 高知市朝倉丁 280 番地 2

1. 2 設立目的

定款によると、設立目的は第3条に次のように記載されており、公益性と経済性の両立目指して公社は設立されたわけであるが、公共性を重視するあまり経済性が結果としては無視されている。また、設立の背景には、分収林事業にかかる県の負担軽減のための制度融資の受け皿としての位置づけも大きかった。

設立目的【定款第3条】

高知県森林整備公社(以下「公社」という。)は、造林、育林等による森林及び林業に関する事業を実施することにより、森林資源の保続培養及び森林の公益的機能の維持増進を図り、もって農山村経済の振興及び人的能力の開発向上に寄与することを目的とする。

1. 3 社員・役員

・社員と議決件数 (総議決権数 18)

高知県(9)

市町村代表(7) 室戸、香美、大豊、いの、四万十町、黒潮、土佐清水

四国電力株式会社(1)

高知県森林組合連合会(1)

【定款第5条】

社員となりうるものは、高知県、高知県知事が別に定める地域内の市町村を代表 する市町村、高知県森林組合連合会及びこの公社の設立趣旨に賛同するもの

【定款第6条】

社員になろうとする者は理事会の承認を得なければならない

・役員【定款第9条】

理事 9人以上12人以内

- ・高知県以外の社員の代表者のうちから総会において選任された者 9人以内 市町村代表7人、四国電力高知支店長、森連会長
- ・高知県知事の指定する職にある者 2人以内 林業振興・環境部長、教育次長
- ・高知県知事の推薦する者(理事長)

理事のうち1人を理事長、必要のある場合は、専務理事1人、常務理事1人 理事長は、理事のうちから高知県知事の推薦する者をあてる 専務理事、常務理事は、理事の互選

監事 2人以内

理事長が総会の承認を得て委嘱

1. 4 経営

1. 4. 1 経営理念

公社の定款に設立目的が掲げられているが、一般企業でいう企業の指針となる経営理念は 策定されておらず、経営方針を明示し、全職員に徹底している。

1. 4. 2 経営戦略

第9期経営計画(第2期経営改善計画) 平成18年度~平成24年度 販売行動計画 平成19年度から15年間の計画を立てている。

1. 4. 3 経営者

理事長の人事は、公社定款に基づき、知事の推薦する者をもって充てるとなっているため、 高知県の人事異動の一環として行われており、これまで県職員の派遣又は OB が知事の推薦 を受け就任している。

このため、行政経験が豊富であるが、就任期間が短く(平成10年度以降、2年~3年程度)、 必ずしも林業関係に従事した経験のない者が理事長に就任する場合がある。

*理事長の資質は当然問われるべきであるが、県職員の派遣期間が原則3年以内(最長5年) という縛りがあり、どんな人材をもってしても、その就任期間内に抜本的な経営改革を行う ことは難しいように思われる。

2. 窮境原因

国は拡大造林政策を推進するために、山林奥地等の僻地を対象とした公社の分収造林が円滑に進められる制度として、分収造林特別措置法を制定・施行している。また、公社の分収造林を推進するための資金円滑化としては、財政投融資資金を原資とする農林漁業金融公庫(現在、日本政策金融公庫。以下「公庫」という。)から県の損失補償を伴う制度融資を創設し、実質的には、この制度融資からの資金調達と造林補助金で全ての事業費が賄えるシステムを構築している。

このように、公社は実質的には自己資金を必要とすることなしに、補助金と借入金で事業を実施し、収益を得られる契約満了による主伐までは、県の全面的な支援によって経営するという民間では考えられないビジネスモデルでの運営を可能としている。

2. 1 収入見込額不足

2. 1. 1 木材価格の下落

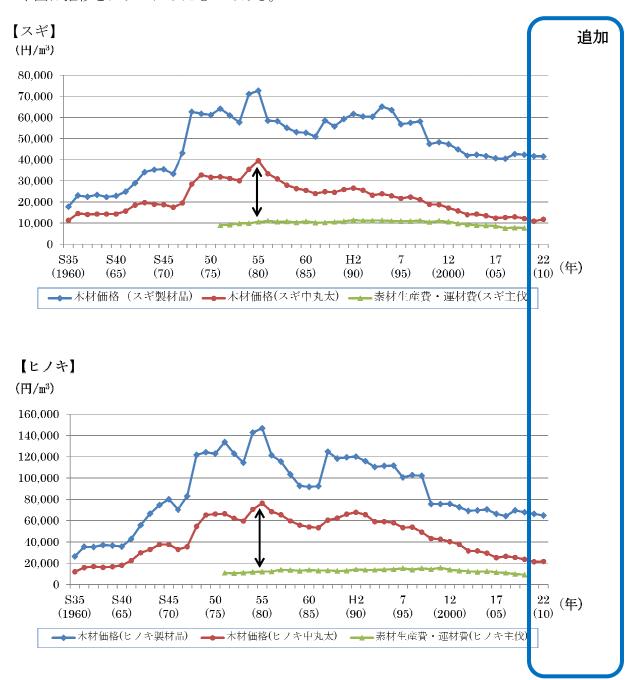
貨幣価値の騰落を考慮しなければならないが、スギとヒノキの製材品の価格は、木材需要の増加等を背景に上昇し、昭和55年に最高値を記録した後、現在までにスギが4割、ヒノキが5割下落している。これに伴い、スギとヒノキの丸太の価格は3分の1以下となっている。

木材価格と素材生産費等の推移

| | | | | | | | | | (単 | 位:円/m³) |
|------|------------------------------------|---------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| 年次 | | 昭和35年 | 昭和36年 | 昭和37年 | 昭和38年 | 昭和39年 | 昭和40年 | 昭和41年 | 昭和42年 | 昭和43年 |
| スギ | 木材価格(製材品) | 17,800 | 23, 100 | 22, 500 | 23, 400 | 22, 400 | 22,900 | 24, 900 | 29,000 | 34, 200 |
| | 木材価格(中丸太) | 11, 300 | 14,600 | 14, 100 | 14, 300 | 14, 300 | 14, 300 | 15, 700 | 18,600 | 19, 700 |
| | 素材生産費・運材費(主伐) | | | | | | | | | |
| ヒノコ | 木材価格(製材品) | 26, 400 | 35, 500 | 35, 200 | 37, 100 | 36, 600 | 35,600 | 42,800 | 55, 700 | 66, 600 |
| | 木材価格(中丸太) | 12,000 | 15, 900 | 16,900 | 16, 100 | 16, 700 | 18,000 | 22, 400 | 29,800 | 32,900 |
| | 素材生産費·運材費(主伐) | | | | | | | | | |
| 年次 | | 昭和44年 | 昭和45年 | 昭和46年 | 昭和47年 | 昭和48年 | 昭和49年 | 昭和50年 | 昭和51年 | 昭和52年 |
| スギ | 木材価格 (製材品) | 35, 300 | 35, 500 | 33, 300 | 43, 200 | 62, 700 | 61,800 | 61, 200 | 64, 200 | 61,000 |
| 1/1/ | 木材価格(中丸太) | 19, 000 | 18, 800 | 17, 500 | 19, 500 | 28, 500 | 32, 800 | 31, 700 | 31, 900 | 31, 200 |
| | 素材生産費·運材費(主伐) | 13,000 | 10,000 | 17,500 | 13, 500 | 20, 500 | 32,000 | 31, 700 | 9, 025 | 9, 208 |
| F 13 | 木材価格(製材品) | 74, 700 | 80, 100 | 70, 300 | 83, 000 | 121, 700 | 124, 200 | 122, 900 | 133, 800 | 122, 900 |
| | 木材価格(中丸太) | 37,600 | 37, 600 | 32, 800 | 35, 500 | 54, 500 | 65, 300 | 66, 200 | 66, 500 | 62, 100 |
| | 素材生産費·運材費(主伐) | 31,000 | 01,000 | 52,000 | 55, 550 | 01,000 | 00,000 | 00, 200 | 10,857 | 10, 489 |
| | | 1 | | | | | | | | |
| 年次 | | 昭和53年 | 昭和54年 | 昭和55年 | 昭和56年 | 昭和57年 | 昭和58年 | 昭和59年 | 昭和60年 | 昭和61年 |
| スギ | 木材価格 (製材品) | 57, 700 | 71, 100 | 72, 700 | 58, 500 | 58, 300 | 55, 100 | 53, 100 | 52,800 | 51,000 |
| | 木材価格(中丸太) | 30, 100 | 35, 500 | 39,600 | 33, 400 | 30, 900 | 28,000 | 26, 400 | 25, 500 | 24,000 |
| | 素材生産費・運材費(主伐) | 9,866 | 9, 922 | 10, 579 | 11, 110 | 10, 717 | 10,865 | 10, 268 | 10, 858 | 10, 202 |
| ヒノコ | 木材価格(製材品) | 114, 500 | 142, 800 | 146, 700 | 121, 500 | 115, 500 | 103, 500 | 92, 600 | 91, 700 | 92, 400 |
| | 木材価格(中丸太) | 59,600 | 70, 500 | 76, 400 | 68, 400 | 65, 500 | 59, 700 | 55, 800 | 54,000 | 53, 400 |
| | 素材生産費・運材費(主伐) | 11,014 | 11, 768 | 12, 121 | 12, 251 | 13, 834 | 13, 496 | 12, 799 | 13, 729 | 13, 027 |
| 年次 | | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成1年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
| スギ | 木材価格(製材品) | 58,600 | 55, 800 | 59, 300 | 61, 700 | 60, 500 | 60, 400 | 65, 200 | 63,600 | 56, 800 |
| | 木材価格(中丸太) | 24, 900 | 24,600 | 25, 900 | 26,600 | 25, 600 | 23, 200 | 23, 900 | 22, 900 | 21, 700 |
| | 素材生産費·運材費(主伐) | 10, 306 | 10, 561 | 10,846 | 11, 464 | 11, 158 | 11, 190 | 11, 300 | 11,041 | 10, 942 |
| ヒノコ | 木材価格(製材品) | 124,800 | 118, 300 | 119,500 | 120, 200 | 115, 900 | 110, 400 | 111, 400 | 111, 700 | 100,600 |
| | 木材価格(中丸太) | 60,500 | 62, 300 | 66,000 | 67, 800 | 65, 700 | 59, 100 | 59, 100 | 58,000 | 53, 500 |
| | 素材生産費·運材費(主伐) | 13, 205 | 12, 772 | 12, 877 | 14, 225 | 13, 675 | 13, 726 | 14, 098 | 14, 188 | 15, 202 |
| / V/ | | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 |
| 年次スギ | 木材価格 (製材品) | | | | | | | | | |
| 1 | 木材価格(中丸太) | 57, 500 | 58, 200 | 47, 500 | 48, 300 | 47, 400 | 44, 900 | 42,000 | 42, 400 | 41,800 |
| | <u> </u> | 22, 400 | 21, 100 | 18, 900 | 18, 800 | 17, 200 | 15, 800 | 14,000 | 14, 300 | 13, 500 |
| L 13 | 素材生産質・連材質(主 <u>(大)</u> 木材価格(製材品) | 10, 949 102, 800 | 11, 226 102, 200 | 10, 502 75, 600 | 11, 093 75, 600 | 10, 677 75, 700 | 9, 826 72, 700 | 9, 359 69, 100 | 9,001 69,600 | 8, 910 70, 600 |
| | 木材価格(契約前) | | 49, 200 | 43, 200 | 42, 500 | 40, 300 | 37, 700 | 31, 500 | 31,600 | |
| | <u>木材価格(甲丸瓜)</u> 素材生産費・運材費(主伐) | 53, 900 13, 973 | 49, 200 15, 269 | 14, 309 | 42, 500 15, 778 | 13, 960 | 13, 012 | 12, 531 | 11,846 | 29, 400 12, 461 |
| | ※ 付 生 座 負 (生 戊) | 15,915 | 15, 209 | 14, 509 | 10,770 | 15, 900 | 15, 012 | 12, 551 | 11, 640 | 12, 401 |
| 年次 | | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | | | |
| スギ | 木材価格 (製材品) | 40,700 | 40, 500 | 42, 700 | 42, 400 | 41, 700 | 41,600 | 追加 | 1 | |
| 1 | 木材価格(中丸太) | 12, 400 | 12, 700 | 13,000 | 12, 200 | 10, 900 | 11,800 | ~/46 | 1 | |
| 1 | 素材生産費·運材費(主伐) | 8, 620 | 7, 598 | 7, 859 | 7, 699 | 23,000 | , | | | |
| ヒノコ | 木材価格(製材品) | 66, 300 | 64, 400 | 69,600 | 67, 900 | 66, 300 | 64, 900 | | | |
| 1 | 木材価格(中丸太) | 25, 200 | 26, 500 | 25, 500 | 23, 600 | 21, 300 | 21,600 | | | |
| 1 | 素材生産費・運材費(主伐) | 11, 568 | 10, 879 | 9,877 | 9, 226 | , | , | | | |
| | ····· | , | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | , | | | | # | |

資料:農林水産省「木材価格」、林野庁業務資料

下図は推移をグラフにしたものである。



資料:農林水産省「木材価格」、林野庁業務資料

2. 1. 2 素材生産費・運材費

スギとヒノキの主伐の素材生産費・運材費は記録のある昭和 51 年以降、10,000 円/m3 前後で推移した後、この10年間でおおむね3割程度低減したのみにとどまっている。このため、丸太の売上から素材生産費・運材費を差し引いた粗収入は、昭和 55 年の2割程度にまで減少している。

2. 1. 3 分収割合

分収割合は、基本的には森林公社が 6、造林地所有者が 4 の割合になっている。これは、国からの文書による指導とともに、公社開設当初は木材価格の上昇が見込まれたことなどから、この割合は妥当とされたと思われるが、前述のように木材価格の下落ならびに搬出経費の増加によって、この分収割合は極めて公社に不利に働いている。多額の育林経費をかけた投資が全全額回収できない状況と割合になっている。

2. 1. 4 ビジネスモデルの破綻

分収林事業は、造林地所有者と 50 年~80 年の分収<mark>林</mark>契約を結び、費用を公社が負担し最終的に森林を伐採してその収益を分収割合によって受け取る事業である。

公社の事業資金は、設立当初の県からの出資金 30,000 千円のほか、国の造林補助金以外の収入は基本的になく、必要な資金は公庫の制度融資とさらに不足する額は県からの賛助金(平成 21 年度に貸付金に変更)で賄っている。

その後、県の財政事情もあって昭和50年度から民間金融機関からの借入金での調達を合わせて実施した。これらの借入金については県の損失補償を受けている。

50年以上の長い年月をかけ森林を造成し、造林資金として調達した借入金を最終的に育てた立木を販売することで償還するスキームであった。これは、当時、木材需要が拡大することによって、木材価格も上昇するという前提のもとに、十分に収益を得られることが可能なことと考えられており、国においても昭和33年に分収林特別措置法を制定し、国策として、林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進を目的として分収林事業を推進してきた。

昭和55年を境に、木材価格の下落が起こり、林業を取り巻く環境は非常に厳しくなり、現在の木材価格では、借入金の償還が困難になってきたことが、高知県をはじめとした各都道府県の林業公社の大きな問題となっている。

その具体的な結果として、公社が平成 21 年度に初めて実施した主伐事業地の精算では 11,612 千円の赤字となり、正味財産が 30,000 千円から 18,387 千円に減小した。平成 22 年度以降も、分収林契約の満期に伴う主伐地が断続的にあり、現在の木材価格では平成 2322 年度決算にも債務超過に陥ることが危惧されている。

【公社のビジネス体系】

・主要商品 スギ、ヒノキ

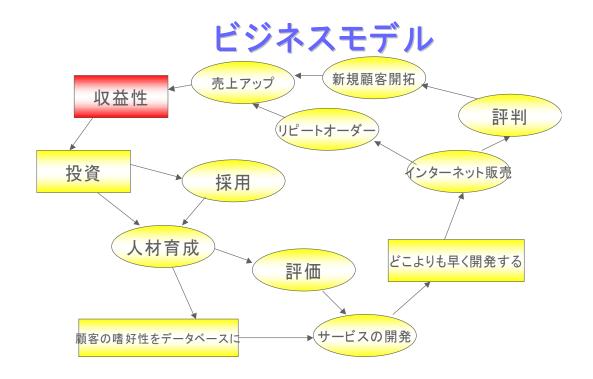
• 主要販売先 利用間伐 木材市場

主伐 森林組合、素材生産業者等

· 関連企業 森林組合

・森林の木材販売で収益を生み、造林地所有者に分収<u>林</u>契約に基づく配分と保育・ 利用間伐等の森林整備に投資

ビジネスモデルとは、下記の図のように利益(収益性)からスタートする。そして、その収益をどこに投資をするか、それが巡り巡ってさらに収益が生まれることが条件である。公社の場合、収益を造林地所有者と公社で分収することになっているが、それまでの森林整備に要した経費は全て公社が負担することになっており、公益性を有するとはいえ、木材価格の低迷等により投資額を回収できなければ、公社は損失を受けるというビジネスモデルであり、超長期契約でありながら、社会・経済状況変化に対応をした分収割合の変動策、有利子負債による資金調達の縮小といったリスクヘッジを講じていない公社のビジネスモデルは破綻していたと言える。



2. 2 責任の所在

2. 2. 1 3年を限度の在任期間

公社に勤務する職員は高知県からの出向者があり、3年を限度の在任期間となっている(原則3年以内(最長5年))。理事長も3年が限度となっているが、民間では社長が3年限りに次々と交替することは考えられない。

この短い期間で処理できることは限られており、業務改善が進捗することもなく、問題点が顕在化されることもなく、先送りになってしまった原因となっている。

2. 2. 2 問われない経営責任

一定経営改善に取組んできたが、公益性が重視されるあまり、経済性への配慮は相対的に少なかった。

2. 2. 3 問題の潜在化

理事長及び県職員の非常勤理事を始め、高知県からの出向者については、<u>就任期間が短く</u> 経営改善できる範囲も限られるため結果として就任期間は問題なく執務を行いたいという姿 参が問題を先送りしたという一面もあり、「問題の潜在化」が進んできた面をしてきた一因で もがある。

2. 2. 4 多数の理事

理事の多くは非常勤であり、経営を監視し、アドバイスを提言することができていない。 多数の理事の存在は、責任の所在を曖昧なものにしている。

2. 2. 5 貸借対照表の固定資産(造林起業)の計上方法

公社の分収林については、固定資産の造林起業として計上しているが、その計上方法は、分収林事業に要した直接費及び間接費(借入金支払利息、管理費等)から造林補助金等を控除した実事業費としており、造林地所有者への分収配分金を考慮しないなど、貸借対照表が均衡する形態となっており、この計上方法での貸借対照表では、問題が表面化しないなど、問題が多くあるものと考えられる。

2. 2. 6 県の責任

県は、県行造林という分収林制度で森林整備を行ってきたが、国の制度融資の充実拡大や 分収林特別措置法の制定等により、公社での分収林事業が可能になるなどの経営環境が整備 されたため、公社での分収林事業に軸足をおいた森林整備を推進してきた。

このような状況において、全国的にも自己資金を持たず、借り入れに依存した分収林事業を展開した結果、利息が利息を生むという構造的な問題を抱え、財務状況が悪化した。 などの財務状況の悪化を来たしており、県は、理事長の人事権を始め総会の議決権の半数を有し特に経営問題が顕在化してきた平成14年頃から県は経営改革に取り組んでいるが、結果として抜本的な公社の経営改善には結びついていない事実から判断すれば、理事長の人事権を初め総会の議決権の半数を有した県の責任は大きなものがある。

ているにもかかわらず、事業の見直しや中止などの適切な指導・監督を行って来なかった責任 は大きなものがある。

2. 2. 7 国の責任

国の責任として、国が推進してきた拡大造林政策を進めるため、僻地などの山林では経済的・経営的に民間では困難な条件の下で、公社による造林をさせるといった分収林というビジネスモデルが、実質的に破綻を来たした事実から判断して、免れない大きなものがあると考えられる。

2. 3 採算性

2. 3. 1 民間が行わない仕事

公社が行う仕事は公共性を重視した<mark>営利を目的としない</mark>「民間ではできない仕事」として 位置づけられ、<u>採算性が重視されない採算が合わないことは当然のように</u>経営が行われてき たが。

2. 3. 2 競争なき発注

公社自体は事業を行うことはなく、育林事業や伐採事業は外注に出している。外注先はエリアが特定されている森林組合に限定されていたが、平成 20 年の林野庁指導もあり指名競争入札を導入するなど競争原理を取り入れ導入し始めている。もののしかしながら、競争原理がなき発注の常態化した発注を解消するまでには至っていないのが現状である。発注した事業について、国等の補助金を活用しており、また、収入を得られる収入間伐も最近実施し始めたところであり、採算性のある事業ではなかったこともあるが、公金で行う限り、採算面等、十分な検証を行う必要性も十分検討すべきであったと考えられる。

2. 3. 3 環境僻地

公社の管轄する団地は<u>概して、交通の便の悪い奥地高知県中央部から遙かに離れた僻地</u>にあり、事業を行う上で高コストになっている。

2. 3. 4 不足分は融資に依存

もともと主伐までの間収入がなく、経費が収入を上回る状況が常態化しており、その不足 分は融資に依存<u>せざるを得ないという</u>するという安易な経営が続いており、このことがさら に毎年融資額が増加する結果を招いている。

2. 4 人件費

2. 4. 1 多額の人件費

役職員は上の表のとおりである。詳細に検討すると次のことが明らかとなる。

1. 全職員数のうち非常勤理事が11名、約34%を占めている。

| ○役職員数 | 数 | | | | (単位:人) | |
|-------|-------|---------|--------|---------|------------|----|
| | 役職員 | 22年度末現在 | その後の増減 | 23年9月現在 | 備考 | 変更 |
| | 常任理事 | 0 | 1 | 1 | 県0B | |
| 役員 | 非常勤理事 | 11 | | 11 | | |
| 仅貝 | 監事 | 2 | | 2 | | |
| | 小計 | 13 | | 14 | | |
| | 事務職員 | 2 | △ 1 | 1 | 県職員、プロパー | |
| | 技術職員 | 5 | | 5 | 県職員3、プロパー2 | |
| 職員 | 嘱託員 | 11 | △ 1 | 10 | 民間5人、0B6人 | |
| | 臨時職員 | 1 | △ 1 | 0 | | |
| | 小計 | 19 | △ 3 | 16 | | |
| | 計 | 32 | △ 2 | 30 | | |

- 2. 県から派遣されている職員が 4 名存在する (213年末 9月現在)。給与の支給にあたって は県職員と同じ処遇となる。
- 3. プロパー職員は3名勤務している。給与の支給にあたっては県職員と同じ処遇となる。 次ページの表は平成2+2年度の人件費一覧である。人件費総額(事業にかかる直接人件費 については、補助金での森林組合等への請負発注であり、公社では人件費計上はなし。)は平成2+22年度で8998百万円にも上る。長期収支見込が赤字企業でこのような多額の支給は県 民の理解を得られるはずもなく、組織並びに人員の見直しが必要である。

また、民間の企業では、長期収支見込が赤字であり、その抜本的な改善策が具体的かつ効果的に行われていない場合にこのような人件費支出が行われるのは異常である。当然株主総会で経営者責任が問われることとなる。

2. 4. 2 退職引当金不足

次ページの表はプロパー職員の退職金引当金の計算書である。この合計額は $\frac{44,136,14445,750,314}{44,136,14445,750,314}$ 円となり、固定負債に計上されているが退職給付引当資産は $\frac{7,017,123}{7,022,034}$ 円が流動固定資産に計上されているのみで、差額 $\frac{37,119,021}{38,728,280}$ 円が不足するなど厳しい経営状況となっている。 していることとなる。

給与手当 法定福利費 事 理 長 6,703,999 842,606 7,546,605 県 派 遣 7,730,193 1,047,633 8,777,826 県 3,316,536 派 遣 2,926,377 390,159 県 派 遣 6,955,751 985,760 7,941,511 県 8,018,225 遣 7,005,033 1,013,192 派 7,375,444 1,099,245 8,474,689 パ 口 6,451,232 971,459 7,422,691 6,527,282 975,376 7,502,658 員 嘱 託 3,200,536 476,024 3,676,560 嘱 託 員 2,862,849 431,715 3,294,564 嘱 員 3,812,070 託 3,462,422 349,648 嘱 託 員 3,329,530 497,785 3,827,315 嘱 員 託 3,131,215 473,251 3,604,466 嘱 託 員 2,831,473 396,249 3,227,722 員 嘱 託 2,506,144 2,872,262 366,118 嘱 員 託 2,991,196 417,941 3,409,137 員 嘱 託 3,451,930 512,746 3,964,676

2,876,395

1,988,611

1,730,420

86,038,032

435,510

283,620

246,040

12,212,077

3,311,905

2,272,231

1,976,460

98,250,109

変更

(単位:円)

平成23年3月31日現在の退職給与引当金計算書

託

託

職

計

時

合

嘱

臨

員

員

員

平成22年度人件費一覧表

(単位:円)

___ 変更

| 区分 | プロパー プロパー | | プロパー | 嘱託員 | 嘱託員 | |
|----------|------------|------------|-----------------|-------------|------------|--|
| 生年月日 | | | | | | |
| 退職時年齢 | 56 才 2 月 | 51 才 10 月 | 50 才 11 月 | 49 才 3 月 | 33 才 8 月 | |
| 採用日 | 昭和55年4月1日 | 昭和59年6月1日 | 昭和57年6月1日 | 平成21年4月1日 | 平成21年4月13日 | |
| 退職日 | 平成23年3月31日 | 平成23年3月31日 | 平成23年3月31日 | 平成23年3月31日 | 平成23年3月31日 | |
| 勤務年数 | 31 年 0月 | 26 年 10 月 | 28 年 10 月 | 2年 0月 | 1年 11月 | |
| 退職理由 | 自己都合 | 自己都合 | 自己都合 | 自己都合 | 自己都合 | |
| H23.3.31 | A5-74 | A4-72 | A4-61 | A4-61 A1-25 | | |
| 給料月額 | 409,895 | 389,973 | 372,043 172,500 | | 172,500 | |
| 算定号俸 | A5-74 | A4-72 | A4-61 | A1-25 | A1-25 | |
| 給料月額 | 409,895 | 389,973 | 372,043 | 172,500 | 172,500 | |
| 勧奨率 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 適用条項 | 4条1項 | 4条3項 | 4条3項 | 3条2項 | 3条2項 | |
| 公社支給率 | 42.70 | 35.10 | 38.30 | 1.20 | 0.60 | |
| 県支給率 | 42.70 | 35.10 | 38.30 | 1.20 | 0.60 | |
| 退職金 | 17,502,516 | 13,688,052 | 14,249,246 | 207,000 | 103,500 | |
| 税年数 | 31 | 26 | 28 | 2 | 1 | |

退職給与引当金の合計額

45,750,314 円

、退職給与引当金:業務規程第29条により、自己都合による期末退職給与の要支給額の100%に相当する額を計上している。

2. 4. 3 組織・規定の見直しが必要

公社を存続させるとすれば、役職員の構成を見直すとともに、給与規定、退職規定<u>の見直</u> しが必要を変更することが絶対不可欠となる。また、決算報告の資料ではこれらの人件費が どの事業に支出されているか明らかになっておらず、経営を不透明なものにしている。

2. 5. 管理不足

2.5.1 遠隔地

前述したが、管轄する山林が遠隔地に所在するため管理が充分にできない、正確に実態<u>を</u> 把握することが困難になっているという</u>状況になっていある。

2. 5. 2 造林地所有者

造林地所有者の中には、既に相続が発生しているものの、相続人の間で相続する財産の権利関係を明確にしていないことや県外に在住する造林地所有者もあり、一層管理を難しくしている。

2. 5. 3 収益管理不足

収益状況を絶えず監視し、中期経営計画との差違をモニタリングできるシステムがな $\frac{ho}{E}$ 。このため、事業報告はの結果を業務改善に生かしきれていなかった。のみで終わっている。ただし、平成 20 年度からは、第 9 期経営計画(変更)により、モニタリングを行っている。

また、監査は毎期行われているが形式的なものとなっている。

監査の仕事として、経理処理の正当性の検証、経営内容の是正並びに指摘がある。ところが、経理処理の検証に重点が置かれており、経営内容の是正、指摘、指導までは行われていない。業務概要を見る限り後者の指導を行ったことは窺い知ることができない。

長期収支の赤字企業に対しては、その経営の順当性を検証し、改善を行わなければならないが、こうした面は疎かにされていた一面があるのではないかと思われる。

指導監督権限を有する県が、指導力を発揮していないことも原因の一つである。

2.6 経営面の欠如

2. 6. 1 管理者不足

公社の経営は理事長に一任させられている。理事長は代々有能な人材であると見受けられるが、経営のプロではない。収益の盤石な企業であれば良いが、厳しい経営環境にあり、長期収支も赤字が見込まれている赤字体質の企業には、それ相応の人材とそれをサポートできる体制が必要である。

2. 6. 2 経営目的の欠如

収入が何十年という期間にわたって生じない事業であり、また、新たな収益事業を興すこともほとんど期待できないことから、1年ごとの経営目的が欠如する状況にある。 このため、 事業の改善については、分収林事業の構造的な問題もあり、も対処療法に終わってしまう傾 │ 向にあることからり、根本的な解決策が見いだされていない。

2. 7 外注依存

2. 7. 1 組織として行う収益事業がない

公社には、毎期収益が得られるなど組織として行う収益事業がなく、また事業は外注に依存している。 補助金等の収入は公社を通じて外部組織に流出しまうこととなる。

2. 7. 2 経費の正当性が検証されない

外注に出すため、経費の正当性が検証されない。コスト高の要因となっている。

2. 7. 2 競争なき発注

外注先は<u>主に</u>森林組合であるが、組合が地域に固定されており、地域ごとの独占企業となっている。競争がないため、コスト高の要因となっている。

2.8 多額の債務

2. 8. 1 慢性的な歳出超過

公社は、毎期収益が得られるなどの核となる収益事業がなく、主な収益を得られる時期は、 契約満了による主伐による木材販売に依存するとい経営体質であり、その時期までは慢性的 な歳出超過となっている。不足分は借入金等に依存することとなる。それが、膨れあがる債 務の原因となっている。

| 平成22年4月1日~平成23年3 | 3月31日 | | (単位:円) | |
|------------------|---------------------|------------|-------------|----|
| | 一般会計 | 教育の森 | 合計 | 変更 |
| I 事業活動収支の部 | | | | |
| 1.事業活動収入 | | | | |
| 事業収入 | 85,092,800 | 4,599,669 | 89,692,469 | |
| 事業外収入 | 1,512,827 | 719,579 | 2,232,406 | |
| 雑収入 | 969,430 | 125,126 | 1,094,556 | |
| 補助金等収入 | 308,124,595 | 74,022,467 | 382,147,062 | |
| 交付金収入 | 50,537,450 | 4,512,550 | 55,050,000 | |
| 負担金収入 | 28,000 | 0 | 28,000 | |
| 受託料収入 | 87,235,143 | 0 | 87,235,143 | |
| 事業活動収入計 | 533,500,245 | 83,979,391 | 617,479,636 | |
| 2.事業活動支出 | | | | |
| 事業費支出 | 192,554,577 | 8,570,186 | 201,124,763 | |
| 配分金支出 | 15,020,962 | 1,087,985 | 16,108,947 | |
| 管理費支出 | 257,990,954 | 30,480,964 | 288,471,918 | |
| 受託事業支出 | 87,235,143 | 0 | 87,235,143 | |
| 事業活動支出計 | 552,801,636 | 40,139,135 | 592,940,771 | |
| 事業活動収支差額 | ▲ 19,301,391 | 43,840,256 | 24,538,865 | |

2.8.2 多額の支払利息

支払利息については、平成 $2\frac{1}{2}$ 年度(平成 $2\frac{1}{2}$ 年4月~平成 $2\frac{2}{3}$ 年3月) $\frac{193,813}{206,989}$ 千円であり、収益 $\frac{701,966}{639,749}$ 千円の約 $\frac{27.632.4}{639,749}$ %を占めている。

平成20年度までは、この多額の支払利息を支払うために借入金を調達しており、これが多

額の債務となって増える原因となっていた。

今後、支払う義務のある支払利息は、平成 67 年度末までに約 321 億円強あるが、県が平成 21 年度から各年度の支払利息相当額を補助するなど、支援の強化をしている。

2. 8. 3 自己資金不足

出資金 30,000 千円にて公社は設立されている。設立当初から、毎年の収入不足は予測されていたことと思われるが、事業規模に比較して過小すぎる資本であり、外部資金(借入金)に依存しなければ運営できない経営体質であった。このことが、多額の債務を生じさせる要因となっている。

また、平成 212年度末において、18,387 千円に減額してしまっている。

2.8.4 県に依存

長期収支の赤字が見込まれる慢性的な赤字は公社の財務内容において債務超過をもたらした。いくら県のバックアップがあろうとも、債務超過の企業には金融機関が融資に応じるはずもなく、資金の不足分は県に依存する体質となっている。

2. 9 窮境原因についての総括

窮境原因については、上記で色々の角度から分析をしてきたが、最も大きな原因は木材価格の低迷であると思われる。

これは、公社や高知県だけに起因する問題ではなく、一公社では解決が困難な問題である。 次に挙げられる原因は、自己資金がなく借入金に依存した経営であると思われる。これも、 国のビジネスモデルに沿った経営体制を整えたことによる問題であり、公社や高知県だけに 当てはまる問題ではない。

その次に挙げられる原因は、全国の林業公社で行われている特異な貸借対照表の森林資産の計上方法及び評価方法を用いた会計処理にあると思われる。

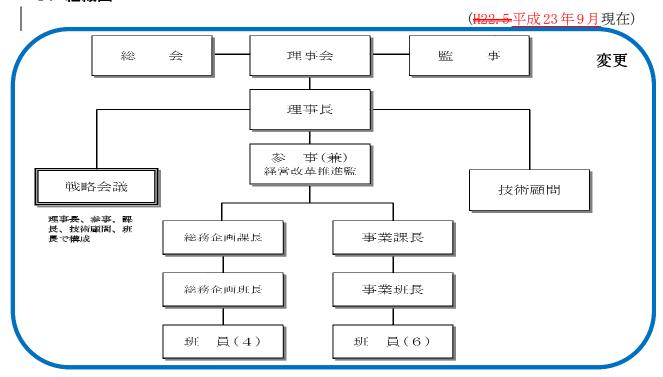
この会計処理は、分収林事業に要した管理費を含めた全ての事業費を資産計上して、また減損会計による評価の見直しを行わないことにより、森林資産と長期固定負債が貸借対照表上ほぼ同額となり、収支不均衡という公社経営問題を潜在化させていたことであると思われる。

そのような資産計上をする会計処理により、結果として、木材価格の低迷を認識し、収支 均衡が危ぶまれている時期において、適切かつ具体的な対応とともに、時期に応じた中長期 の経営方針を策定できなかったために、経営改善が十分に行われなかったと思われる。

その次の原因としては、経営を執行している理事会の活性化が十分でなかったことである と思われる。

これは、理事会を代表し、経営執行の最高責任者である理事長が短期的に交代をしてきた事実と、理事長以外も非常勤理事で構成していたことも、主要な原因ではないかと考えられる。

3. 組織図



4. 権限

【定款第 14 条】

ア. 総会 通常総会 年2回

臨時総会 理事会で必要と認めた場合等

・審議事項【定款第18条】

定款の変更

事業計画及び収支予算の決定又は変更

事業報告及び収支決算の承認

予定価格 7,000 万円以上の財産の取得又は処分

社員の除名

役員の解任

解散

剰余金の処分

その他必要と認めた事項

- イ. 理事会 通常理事会 年2回【定款第22条第2項】
 - ・審議事項【定款第22条】

総会の招集及び総会に提出する議案

総会で委任された事項

社務運営に関する事項

業務方法書の変更

規約の設定、変更又は廃止(軽微なものを除く)

その他理事長が必要と認めた事項

ウ. 理事長決裁

高知県森林整備公社業務規程第4条 公社業務の総合企画及び運営方針等11項目

工. 課長専決

高知県森林整備公社業務規程第5条 職員の出張命令に関すること等9項目

才. 参事代決

高知県森林整備公社業務規程第7条 理事長不在の時は参事が代決し、事後に理事長に報告

○予算執行管理

毎週月曜日に開催する戦略会議で報告 四半期ごとに事業進捗状況及び収支状況報告

5. 予算及び決算

次ページに資料を掲載。

予算段階で赤字の収支である。決算額を見ると、多額の支払利息の計上があり、経営を圧 迫する要因となっている。当公社の存続にあたっては、借入金を切り離すことが必要である。

収支計算書 平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

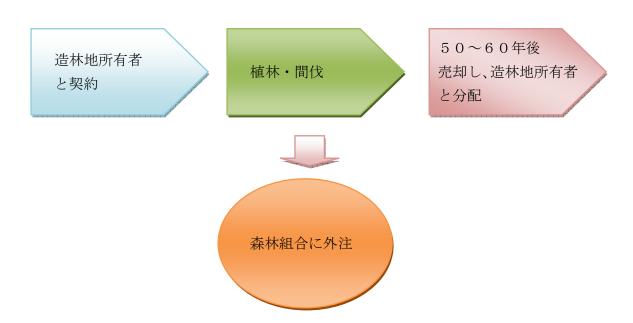
-般事業 **変更**

| -般会計 | | | (単位:円 |
|----------------------------|----------------|----------------|---------------------------|
| <u> </u> | 予算額 | 決算額 | 差 異 |
| 事業活動収支の部 | | | |
| 1. 事業活動収入 | 00 150 000 | 05 000 000 | 2 000 |
| 事業収入 | 88, 159, 000 | 85, 092, 800 | 3, 066, 2 |
| 主 伐 収 入 | 10, 441, 000 | 361, 448 | 10, 079, 5 |
| 間 伐 収 入 | 77, 718, 000 | 84, 731, 352 | △ 7,013,3 |
| 事業外収入 | 0 | 1, 512, 827 | △ 1,512,8 |
| 補 償 金 収 入 | 0 | 1, 512, 827 | △ 1,512,8 |
| 維 収 入 | 250, 000 | 969, 430 | △ 719, |
| 受 取 利 息 収 入 | 50, 000 | 146, 130 | △ 96, |
| 雑 収 入 | 200, 000 | 823, 300 | △ 623,3 |
| 補 助 金 等 収 入 | 344, 352, 000 | 308, 124, 595 | 36, 227, |
| 補 助 金 収 入 | 152, 382, 000 | 123, 662, 208 | 28, 719, 7 |
| 県 補 助 金 収 入 | 191, 970, 000 | 184, 462, 387 | 7, 507, 0 |
| 交 付 金 収 入 | 70, 821, 000 | 50, 537, 450 | 20, 283, |
| 森林整備活動支援交付金収入 | 42, 821, 000 | 42, 171, 450 | 649, |
| 林 業 再 生 基 金 収 入 | 28, 000, 000 | 8, 366, 000 | 19, 634, 0 |
| 負 担 金 収 入 | 496, 000 | 28,000 | 468, |
| 負 担 金 収 入 | 248,000 | 14,000 | 234, 0 |
| 市 町 村 負 担 金 収 入 | 248,000 | 14,000 | 234, |
| 受 託 料 収 入 | 124, 206, 000 | 87, 235, 143 | 36, 970, 8 |
| 森農 造 林 受 託 料 収 入 | 37, 000, 000 | 36, 747, 900 | 252, |
| 県営造林 受 託 料 収入 | 55, 290, 000 | 28, 109, 441 | 27, 180, |
| 美しい森林受託収入 | 18, 498, 000 | 11, 256, 000 | 7, 242, |
| ふるさと雇用 再 生受託料収入 | 13, 418, 000 | 11, 121, 802 | 2, 296, |
| 事業活動収入計 | 628, 284, 000 | 533, 500, 245 | 94, 783, |
| 2. 事業活動支出 | , , , , , , , | , , _ 10 | , , |
| 事 業 費 支 出 | 269, 551, 000 | 192, 554, 577 | 76, 996, |
| 森林 事業費 支出 | 217, 861, 000 | 155, 888, 895 | 61, 972, |
| 森林事業費新3者支出 | 5, 426, 000 | 4, 453, 050 | 972, |
| 事業管理費支出 | 7, 587, 000 | 5, 085, 374 | 2, 501, 6 |
| 事業管理費新3者支出 | 271, 000 | 222, 652 | 48, |
| 収穫事業費支出 | 30, 002, 000 | 20, 829, 180 | 9, 172, 8 |
| 契約延長事業費支出 | 1, 049, 000 | 156, 742 | 892, 2 |
| 立木補償費支出 | 0 | 233, 500 | △ 233, E |
| 委 託 費 支 出 | 6, 241, 000 | 4, 816, 245 | 1, 424, 7 |
| | 1, 114, 000 | 868, 939 | 245, (|
| 配 分 金 支 出 | 10, 062, 000 | 15, 020, 962 | △ 4, 958, 9 |
| 主伐配分金支出 | 3, 344, 000 | 15, 020, 902 | 3, 344, (|
| | | 14 499 905 | |
| | 6, 718, 000 | 14, 423, 895 | △ 7, 705, 8 |
| | v | 597, 067 | △ 597, 0 |
| | 262, 332, 000 | 257, 990, 954 | 4, 341, 0 |
| 人 件 費 支 出 一 般 管 理 費 支 出 | 53, 585, 000 | 60, 512, 582 | △ 6,927,5 |
| | 16, 777, 000 | 13, 015, 985 | 3, 761, 0 |
| | 191, 970, 000 | 184, 462, 387 | 7, 507, 0 |
| 受 託 事 業 支 出 | 124, 206, 000 | 87, 235, 143 | 36, 970, |
| 森農 造 林 事 業 費 支 出 | 37, 000, 000 | 36, 747, 900 | 252, |
| 県営造林事業費支出 | 55, 290, 000 | 28, 109, 441 | 27, 180, |
| 契約活動事業費支出 | 18, 498, 000 | 11, 256, 000 | 7, 242, |
| ふるさと雇用再生事業費 | 13, 418, 000 | 11, 121, 802 | 2, 296, |
| 事業活動支出計 | 666, 151, 000 | 552, 801, 636 | 113, 349, |
| 事業活動収支差額 | △ 37, 867, 000 | △ 19, 301, 391 | △ 18, 565, |
| [投資活動収支の部 | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | |
| 投資活動収入計 | 0 | 0 | |
| 2. 投資活動支出 | 1 | | |
| 固定資産取得支出 | 0 | 514, 916 | △ 514,9 |
| 開発費購入支出 | 0 | 514, 916 | △ 514,9 |
| 投資活動支出計 | 0 | 514, 916 | △ 514,9 |
| 投資活動収支差額 | 0 | △ 514,916 | 514, |
| I 財務活動収支の部 | | | |
| 1. 財務活動収入 | 1 | | |
| 借 入 金 収 入 | 886, 378, 000 | 886, 377, 965 | |
| 県 借 入 金 収 入 | 886, 378, 000 | 886, 377, 965 | |
| 負 担 金 収 入 | 621,000 | 17,077 | 603, |
| 市町村負担金収入 | 621,000 | 17,077 | 603, |
| 財務活動収入計 | 886, 999, 000 | 886, 395, 042 | 603, |
| 2. 財務活動支出 | | . , | -, |
| 借入金返済支出 | 877, 836, 000 | 872, 725, 992 | 5, 110, 0 |
| 長期借入金返済支出 | 359, 495, 000 | 359, 495, 000 | -, 110, |
| 公庫借入金返済支出 | 484, 590, 000 | 479, 838, 713 | 4, 751, 2 |
| 県借入金返済支出 | 33, 751, 000 | 33, 392, 279 | 358, |
| | 877, 836, 000 | 872, 725, 992 | 5, 110, 0 |
| | | 13, 669, 050 | △ 4, 506, 0 |
| 財務活動支出計 財務活動収支差額 | | | r, ooo, t |
| 財務活動収支差額 | 9, 163, 000 | | 4 500 4 |
| 財務活動収支差額 - 備 費 支 出 | 4, 500, 000 | 0 | 4, 500, 0 |
| 財務活動収支差額 | | | 4, 500, 0 △ 27, 056, 7 |

6. SWOT分析

- ・強み 県の支援、市町村・地域森林組合との連携、林業専門技術職員の配置 非営利団体として公益性を重視した運営
- ・弱み 県への依存体質、経営感覚の弱い運営体制、不十分な現場状況の把握 未成熟な森林資源
- ・市場 木材価格の低下、木材需要の減少、外材依存率の高さ

7. 業務プロセス分析



- │ 1. 造林地所有者と契約を行う。分収割合は<mark>森林</mark>公社 6:造林地所有者 4 の割合である。
 - 2. 公社は植林、間伐を適宜行い、山林の保護育成を行う。実際の事業は地域の森林組合に外注を行う。
 - 3. 契約満了時に公社は山林を売却し、その収益金を上記の分収割合で分配する。

8. 長期収支の見通しについて

① 前提条件の変更について

平成18年度末に試算した長期収支は、今後も従来通り事業を継続するために必要な資金について、補助金の他に公庫からの借入及び県からの借入で賄うことを前提としていた。

現在、第2期経営改善実行計画に基づき、利用間伐を中心とした事業による収支の範囲内で事業を実行し、新たな有利子長期借入を行っていない。

また、前回の試算時と現在では、木材価格等も変動している。現況に即した長期収支の見通しとなるよう前提条件を変更する必要がある。

② 前提条件及び計算過程の単純化について

前提条件及び計算過程は、計算結果が実態と著しく乖離しない限りにおいて、計算結果の検証可能性を確保し、また担当者の計算業務の引継を容易にするため、できるだけ単純であることが望まれる。

③ 長期収支の見通しの見直しについて

長期収支の見通しは、その期間が長期に及び木材価格等の変動幅が大きいため正確に行うことが困難であり、あくまで前提条件設定の下での試算に過ぎない。そのような試算結果に経営の安定性が損なわれることがないよう、毎年の見直しは必要ない。5 ヶ年計画の策定時に計算することが望まれる。

(別紙)

高知県森林整備公社経営方針

公社は、森林資源の保続培養及び森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、農山村経済の振興及び人的能力の開発向上、山村における就労機会の創出、林業事業体の育成などの目的を達成するために事業を実施してきた。

しかし、公社経営は、木材価格の低迷など近年の林業を取り巻く厳しい環境のなかで非常に厳しい状況にある。そうしたことから、平成 14 年度には「高知県公的分収林経営改善検討委員会」の提言を受け、「公社改革プログラム(第 1 期経営改善実行計画: H15~H19)」を策定し、増収対策、金利低減対策、経費節減対策等に取組み、平成 20 年 3 月に「第 9 期経営計画(H18~H22)」を変更(H18~H24)し、「第 2 期経営改善実行計画」として位置づけ、経営改善に取組んでいるところである。

この第9期経営計画(平成20年3月変更)では、長期収支を改善することと事業活動収支 差額の黒字化を目指すこととしている。

まず、長期収支改善のための取組としては、団地ごとの収支見通しに応じた利用間伐の実施、契約延長と分収割合の見直し、造林地所有者の権利関係の整理などを行う。

また、既往借入金の支払利息を除いた事業活動収支差額を 5 ヶ年で黒字化する取組みとしては、経費の節減及び基盤整備と併せた利用間伐の推進による間伐収入の確保、さらに契約期間満了の事業地の立木販売による主伐収入の確保などの対策に取組む。

今後、公社は、本格的な主伐期に向けた体制づくりを進め、収益性を重視した事業展開を 行い、平成24年度の事業活動収支の黒字化(既往借入金の金利負担を除く)を達成し、借入 金に依存しない事業展開に努め、長期的な経営収支の改善に向け積極的な取組みを実施する。

9. 森林整備公社改革案

考えられる公社の改革案は下記のとおりとなる。メリット、デメリットを抽出し検討資料とする。

9. 1 現状維持

| 方策の効果 | 内容 | 説明 |
|-------|------------------|------------------------------|
| メリット | なし 環境 | 環境保護が持続する。 |
| | <u>保護</u> | |
| デメリット | 赤字継続 | 1. 収支改善の見込は少なく、支出超過の状況が継続する。 |
| | | 不足資金は県からの補助金・貸付金等による補填で賄われ |
| | | る。 |
| | | 2. 県民等利害関係者の理解は得られない。 |
| | | 3. 借入金の切り離しが必要。 |

9.2 共同経営

県と民間企業が現在の公社の事業につき、共同経営を行う。

| 方策の効果 | 内容 | 説明 |
|-------|------|-----------------------------|
| メリット | 民間経営 | 民間経営の手法が導入され、経営内容が改善される期待が持 |
| | の導入 | てる。 |
| | | 具体的には、経営判断のスピード化、効率的な運営が導入さ |
| | | れる。 |
| デメリット | 権利関係 | 1. 造林地所有者との権利関係が複雑化する。 |
| | の複雑化 | 2. 給与水準・待遇の調整が必要となる。 |
| | | 3. 利益配分の調整が必要となる。 |
| | | この点では現在よりも収益が悪化する可能性もある。 |
| | 責任の所 | 経営責任の所在が不明確となる。 |
| | 在が不明 | |
| | 確となる | |
| | 借入金 | 既債務は切り離しをする必要があるが、今後資金不足となっ |
| | | たときに、県からの補助金・賛助金を出すことが可能か? |
| | 安易な経 | 県がバックにあるということで、経営自体が安易な方向に走 |
| | 営となる | る懸念がある。業者選定にあたっては、相当の注意が必要と |
| | | なる。 |
| | | 選定を誤れば、現状維持の方がベターということになる可能 |
| | | 性がある。 |

9. 3 改革実施の上、存続

| 十年の共田 | 天心のエ、作 | |
|-------|--------|----------------------------------------------------|
| 方策の効果 | 内容 | 説明 |
| メリット | 収支改善 | 収益改善が期待される。 |
| | | 但し、伐採までの期間が相当あり、収益改善効果は限定され |
| | | る。 |
| デメリット | 各種方策 | 1. 人件費の見直し |
| | を実施し、 | 収支状況に見合った人件費をプランニングする必要があ |
| | 経営に対 | る。 |
| | する監視 | 具体的には以下の方策を実施する。 |
| | を強化す | ①給与規程見直しの実施 |
| | る必要が | 公務員に準ずる給与体系を見直す。 |
| | ある。 | ②退職金規程見直しの実施 |
| | | 現状では退職金の支払いが不可能であり、これを借入金等 |
| | | で支出することは、県民の理解が得られない。早急に見直す |
| | | 必要があり、結果、支給額のダウンは免れない。 |
| | | ③人員構成の見直し |
| | | 適正人員配置を行う。 |
| | | ④上記①に関係するが、 <u>プロパー職員の育成を図りつつ</u> 公務 |
| | | 員派遣を <mark>順次減少させ最終的に</mark> 廃止する。 |
| | | |
| | | 2. ガバナンス強化 |
| | | 経営内容をオープンにし、事業内容の進捗状況を明らかに |
| | | する。具体的には以下の方策を実施する。 |
| | | ①理事長の見直し |
| | | 理事長は公務員等であり、規程上原則3年間(最長5年)の |
| | | 任期に縛られている。これでは効果的な改革が出来ないの |
| | | で、理事長の選任規定を見直すこと等により、責任ある取り |
| | | 組みができるような体制づくりを行う。 す。 |
| | | 具体的には、理事長は外部から招聘し、長期的な視点で経営 |
| | | 改善を推進できる者を据える。 |
| | | ②モニタリング経営を実施する |
| | | 計画と実績値との推移につき、 <mark>毎月</mark> 経営状態 <u>を定期的に</u> を |
| | | チェックする。これには県の強力なバックアップと専門家が |
| | | 必要となる。 |
| | | ③経営の透明化を行う |
| | | 各事業ごとの収支状況の見える化を実施する。これも、 毎 |
| | | <u> </u> |
| | | |
| | | 3. 造林地所有者との折衝 |

| 造林地所有者との契約を見直す。 |
|-----------------------------|
| ①契約を存続する |
| 現状の契約を存続することは、不良資産を内包したまま事 |
| 業を継続することであり、事業改善効果は薄い。 |
| ②契約一部存続 |
| 採算林に限定し、残りの契約は終了させる。リターンのな |
| いものに金をかける必要がないので、収益は改善される。 |
| ③分収 <mark>丼</mark> 割合の見直し |
| 公社設立当初から環境は著しく変化しており、分収入割合 |
| を少しでも公社に有利となるように変更し、収益の改善を図 |
| る。 |
| |
| 4. 借入金の切り離し |
| 既債務は切り離し、県が償還を行う。 |
| |
| |

9. 4 民間委託

公社の事業につき、民間へ委託する。

| 方策の効果 | 内容 | 説明 |
|-------|------|-----------------------------|
| メリット | 人員減少 | 事業は民間へ移るため、現状の従業員は不要となる。 |
| デメリット | 管理体制 | 民間事業に対する管理体制を設置する必要がある。 |
| | 人員対策 | 1. 雇用打ち切り。退職金あるいは退職慰労金の支給。 |
| | | 2. 公務員は現場復帰となる。 |
| | 契約 | 造林地所有者との契約をどのようにするかが課題である。 |
| | | 1. 全部契約とするのか? |
| | | 2. 個別契約とするのか? |
| | | 個別契約とした場合、不採算林が残る可能性が大であり、 |
| | | この場合は公社が残りの山林につき、継続事業を行うことと |
| | | なる。 |
| | 投下資金 | 投下資金の回収につき、契約を締結する必要がある。委託先 |
| | の回収 | が倒産、清算をした場合、その回収は困難となる。 |
| | 委託先の | 存続可能性のある業者を選定する必要がある。 |
| | 選定 | |
| | 借入金 | 借入金の切り離し |
| | | 既債務は切り離し、県が償還を行う。 |

9.5 民間譲渡

公社の事業につき、民間へ譲渡する。

| 方策の効果 | 内容 | 説明 |
|-------|------|-----------------------------|
| メリット | 経営不要 | 事業は民間へ移るため、公社の経営は不要となる。 |
| デメリット | 契約 | 造林地所有者との契約をどのようにするかが課題である。 |
| | | 1. 全部契約とするのか? |
| | | 2. 個別契約とするのか? |
| | | 個別契約とした場合、不採算林が残る可能性が大であり、 |
| | | この場合は公社が残りの山林につき、継続事業を行うことと |
| | | なる。 |
| | 譲渡価格 | できれば、現在までに投下した資金を回収できるだけの譲渡 |
| | の設定 | 価格を設定したいが、金額的に無理か? |
| | 借入金 | 借入金の切り離し |
| | | 既債務は切り離し、県が償還を行う。 |

9. 6 森林整備公社廃止

| 方策の効果 | 内容 | 説明 |
|-------|------|-----------------------------|
| メリット | 経営不要 | 事業を廃止し契約解除するため、公社の経営は不要となる。 |
| | 損切り | 損失が確定するので、将来にわたって債務を引きずる必要が |
| | | ない。 |
| デメリット | 各種手続 | 1. 人員整理 |
| | きが必要 | 派遣中の公務員は現場復帰となる。 |
| | | プロパー職員については、退職となり退職金あるいは退職 |
| | | 慰労金の支給が必要となる。 |
| | | 2. 借入金の精算 |
| | | 県が償還を行う。 |
| | | 3. 資産・負債の整理 |
| | | 4. 造林地所有者との契約解除 |
| | | 5. 投下資金の回収不能 |
| | | 伐採までの期間がないので、投下資金は回収不能となる。 |
| | | |

9. 7 公社を廃止し、県営林とする

全面的に公社の事業を廃止することは、荒廃地が増加し、環境保護の面から問題がある。 そこで、採算の取れない山林だけを県が買い取り、「県営林」とし、間伐等の作業は外注し、 育林をしていく。

| 方策の効果 | 内容 | 説明 |
|-------|------|------------------------------|
| メリット | 環境保護 | 環境保護が持続する。 |
| | 費用カッ | 1. 常駐する人件費や経費がかからないため、支出を押さえ |
| | 1 | ることができる。 |
| | | 2.業務は県庁職員が庁舎内で行う。 |
| デメリット | 資金負担 | 山林取得費の一時的資金負担の発生。 |
| | 契約手続 | 造林地所有者との折衝 |
| | きが発生 | 1. 契約解除 |
| | | 2. 不動産譲渡契約の締結 |

9.8 小括

それぞれの改革案について、メリット・デメリットを検討した結果は下記のとおりである。

- 「9.1現状存続」案は、改革を求められている状況であり選択肢としては考えられない。
- 「9.2共同経営」、「9.4民間委託」及び「9.5民間譲渡」案は、今後公社に係る費用は必要としないものの、そもそも受け皿となる民間企業が存在するのか、また、造林地所有者との契約変更にかかる膨大な事務の発生が大きなデメリットとなる。
- 「9.6森林整備公社廃止」案は、上記と同様に公社に係る費用は必要としないものの、 造林地所有者との契約解除にかかる事務の発生と併せて、何よりこれまで投下した経費が全 額回収不能となるという極めて大きなデメリットを伴う。
- 「9.7公社を廃止し県営林とする」案では、分収林事業(契約)を県が引き継ぐ必要があり、県が行うことで公社が行う以上に経費が支出される可能性があり、しかも掛かる経費が県で内包される危険性もある。加えて、契約者を公社から県へ移行するための膨大な事務も発生する。

上記に示した案については、メリットよりもデメリットの方が遙かに大きいと考えられることから、「9.3 改革実施の上、存続」案が現実的であり、改革をしながら公社を存続させることが、県民負担の観点からは得策であると結論づけた。

高知県森林整備公社「改革プラン」の骨子

- I 基本方針
- (1) 森林整備公社の存続
- (2) 森林資産の厳格査定に基づく、採算林と不採算林の区分の明確化
- (3) 有利子負債の圧縮、解消
- (4) 理事会の活性化
- (5) 事業手法の見直し
- (6) 事業費・人件費の圧縮

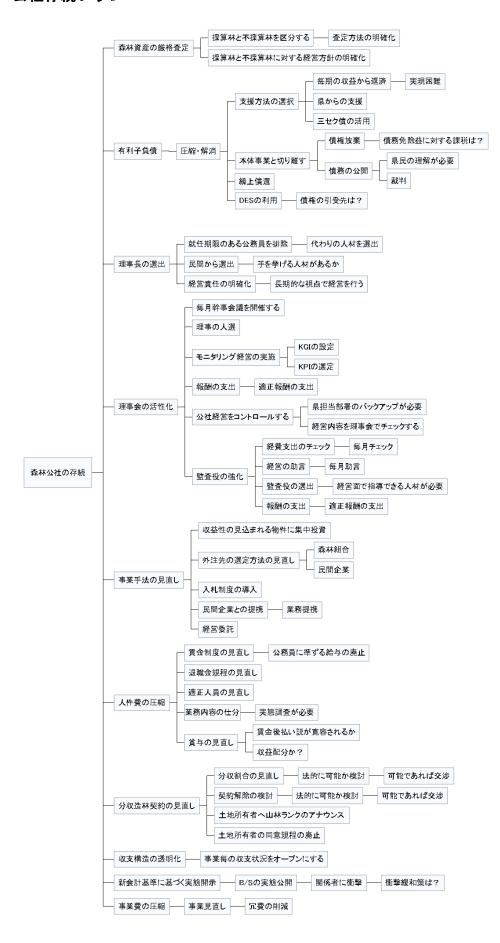
その他事項

- ・ 償還の困難が見込まれる債権の処理
- · 民間企業との連携
- ・ 収支構造の透明化
- ・ 新会計基準に基づく実態開示
- ・ 契約の見直し

Ⅱ 速やかに対応すべきもの

- (1) 不採算林に係る有利子負債の繰上償還
- (2) 運営体制の見直し
- (3) 事業執行方法の見直し

10. 公社存続プラン



前掲の表に従い、公社存続に要するプランについて詳細に述べたい。

10.1 森林資産の厳格査定

公社の経営改革を行うためには、その経営資産、なかでも森林資産については、適切に調査・ 把握するとともに、その把握した実態に基づき、厳格な査定を行い、資産・負債状況を明ら かにすることが必要不可欠である。なお、判断の基準は別途詳説する。

10.1.1 採算林と不採算林及び経済林と非経済林にを区分する

上記の資産査定に基づき、投下する資金が回収できる「採算林」と、回収不能な「不採算林」とに厳格に区分<u>したうえで、既往投資額を除き将来投資額以上の収益が見込める「経済林」と将来投資額未満の収益しか見込めない「非経済林」に区分</u>し、その区分に応じた対応を行うことが必要である。

10.1.2 区分に対応した採算林と不採算林に対する経営方針の明確化

従前の公社経営は全ての山林を区別することなく、平等に事業を行ってきた。しかしなが ら、長期収支見込の赤字経営が続く中で、そのような事業継続は許されるはずはない。

採算林と不採算林に対する経営方針を明確化し、限りある資源を投資すべきものと、そうではないもの<u>にを区別したうえで経営方針を明確化し実施</u>する<u>こと</u>が、本当の公平性及び平等性のある事業である。

10.2 利子負担の軽減有利子負債の圧縮

公社経営の大きな足枷になっているのが、多額の有利子負債である。これから発生する利 子負担額を、今後どのように軽減圧締していくのかが、大きな喫緊の課題である。

この<u>利子負担</u>有利子負債の<u>軽減</u>圧縮は、公社の能力では対応不可能であり、国及び県に対して、強力に支援を求めていくことが重要不可欠である。

10.2.1 自己資金による高利率借入の償還

10.2.1.1 毎期の収益から返済

公社の毎期の収益から、返済していく方法である。現状の公社収益では、約定返済については、既往の借入条件では元来から完全に無理である。しかしながら、現在の5カ年計画に基づき、平成24年度には事業活動収支の黒字化を目指した経営改善に取り組んでいるが、より一層の経営改善に努力をし、その収益を持って僅かながらでも有利子を圧縮していくことが必要である。

10.2.1.2 DESの利用

デッドエクイ<u>ティースワップ (Debt Equity Swap)。</u>

<u>デッド(債務)とエクイティー(株式)を交換(スワップ)すること。債務超過企業を再</u>生する手段として活用されている。

<u>具体的には、過剰債務・財政破綻状態にある企業の債務を債権者が債権による現物出資を</u> 行い株式化すること、もしくは、債権者が金銭出資を行い株式で取得し、その出資で債務の 弁済を受けることで、有利子負債を削減する。

■DES の条件

- ①事業手法を検討し、現状に至った経緯。また、経営責任の公開。
- ②現状では債務の返済が困難であることの客観的な証明。

収益状況の説明。資産査定を行い、債務超過等が明らかであること。返済財源がないこと。 と。

再生支援協議会等の機関による第三者意見。

③県・金融機関の理解

④住民の理解

■DES の注意事項

債権放棄に係わる債務消滅益に対して課税対象となる。

<u>DES の実行により債権放棄額と同額の債務消滅益が発生する。従来は課税対象とならなかったが、見直しにより課税対象となることとなった。</u>

■DES の可能性

DES はこの手法を使って、将来リターンが期待される企業について適用される。リターンが望み薄の公社に対して、DES を行う金融機関はおそらくないのではないかと思われ、こうした観点から考えると、DES の可能性は、県以外は極めて低いと考えられる。

10.2.2 県のから支援による繰上償還

高知県から公社に対して、無利子貸付や補助金等による資金援助を行い、<u>金融機関の有利</u>子負債の繰上償還を行い、利息負担額の軽減を行う方法である。<u>有利子負債を圧縮する方法である。</u>県の資金調達の方法によりいくかの方法が考えられる。

■繰上償還のスキーム

- ①森林資産を改めて行った結果、一部の山林が不採算林と認定となった。
- ②金融機関に繰上償還を申し出る。
- ③金融機関の承諾を受ける。
- ④この不採算林に相当する融資額を繰上償還とする。
- ⑤不採算林所有者との分収林契約を解除する。

■乗り越えるべき課題

- ①繰上償還(償還財源の確保)につき、県議会の承認を受ける。
- ②金融機関の理解を得る。
- ③不採算林所有者の理解を得る。

10.2.2.1 県の独自資金による繰上償還

<u>県の独自資金による</u>無利子貸付の手法は、現在までに取られた手法と変わりなく、県の債務を増やす事に繋がり、公社経営を安易なものとする可能性が高い。

また、資金援助について、透明性・公正性・公益性をどのように構築するかが課題となる。

一方、補助金による資金援助については、県が損失補償をしている有利子負債への援助であり、負債全体の償還性に疑義があるなどの法的な問題もあり、十分な議論・検討を要するなど、慎重な対応を行うべきである。

10.2.2.2. 三セク債の活用

地方債「第三セクター等改革推進債」(以下「三セク債」という。)を活用し、高知県が資 金調達を行い、公社の有利子負債を圧縮する方法である。

■三セク債は経営悪化した第三セクターなどの処理を急ぐため、処理経費に充てる特例的な地方債である。

三セク債は、

- ①公営企業の廃止
- ②土地開発公社の解散又は業務の一部の廃止
- ③損失補償を行っている法人等の解散または事業の再生

に取り組む地方公共団体において、当該取組が当該地方公共団体の将来の財政の健全な運営 に資すると認められる場合に、発行することができるとされている。

公社に対する三セク債は、上記③に該当すると思われる。その場合の発行額は、地方公共 団体が締結している損失補償に係わる契約に基づき負担する必要額が対象となる。

■三セク債発行条件

- ①発行については議会の承認を経て、総務大臣の承認が必要となる。
- ②発行する必要性が求められる。 具体的には以下となる。
- 対象企業の存続意義
- 採算性
- ・事業手法を検討し、現状に至った経緯。また、経営責任の公開。
- ・処理方法が最善であることについて議会の理解、また住民の理解。
- ③起債の償還期限は原則 10 年以内(林業公社の場合、30 年以内も認められる。)
- ④資金は、原則民間等資金(市場公募資金及び銀行等引受資金)とされ、充当率は100%となっている。
- ⑤発行は平成25年度までに限られている。
- ⑥民事再生等、裁判所を通した処理が前提となる。いわゆる透明性の確保が必要。

10.2.34 債権放棄

県・金融機関の₩公社に対する債権放棄の方法について。

■債権放棄の条件

- ①事業手法を検討し、現状に至った経緯。また、経営責任の公開。
- ②現状では債務の返済が困難であることの客観的な証明。
- ・収益状況の説明。資産査定を行い、債務超過等が明らかであること。返済財源がないこと。

- ・協議会等の機関による第三者意見。
- ③県・金融機関の理解
- ④債権放棄に係わる債務消滅益 債権放棄額と同額の債務消滅益が発生する。課税対象とならないか?専門家の判断が必要となる。
- ⑤住民の理解
- ■債権放棄の可能性

債権放棄については、かなりハードルが高く、特に、県が損失補償を行っている金融機関については、損失補償契約や与信審査の違法性等が明確にならない限り、その実現性はかなり困難であると判断される。

10.2.5 繰上償還

- 金融機関の有利子負債の繰上償還を行い、利息負担額の軽減を行う方法である。
- ■繰上償還のスキー人
- ①森林資産を改めて行った結果、一部の山林が不採算林と認定となった。
- ②金融機関に繰上償還を申し出る。
- ③金融機関の承諾を受ける。
- ④この不採算林に相当する融資額を繰上償還とする。
- ⑤不採算林所有者との分収林契約を解除する。

■乗り越えるべき課題

- ①繰上償還(償還財源の確保)につき、県議会の承認を受ける。
- ②金融機関の理解を得る。
- ②不採算林所有者の理解を得る。

10.2.6 DES の利用

デッドエクイティースワップ (Debt Equity Swap)。

<u>デッド(債務)とエクイティー(株式)を交換(スワップ)すること。債務超過企業を再</u> 生する手段として活用されている。

<u>具体的には、過剰債務・財政破綻状態にある企業の債務を債権者が債権による現物出資を</u> 行い株式化すること、もしくは、債権者が金銭出資を行い株式で取得し、その出資で債務の 弁済を受けることで、有利子負債を削減する。</u>

■DES の条件

- ①事業手法を検討し、現状に至った経緯、また、経営責任の公開。
- ②現状では債務の返済が困難であることの宏観的な証明
- <u> 収益状況の説明。資産査定を行い、債務超過等が明らかであること。返済財源がないこ</u> と。
- 再生支援協議会等の機関による第三者意見。
- ③県・金融機関の理解

4件民の理解

■DFS の注意事項

債権放棄に係わる債務消滅益に対して課税対象となる。

DESの実行により債権放棄額と同額の債務消滅益が発生する。従来は課税対象とならなかったが、見直しにより課税対象となることとなった。

■DESの可能性

→DESはこの手法を使って、将来リターンが期待される企業について適用される。リターンが望み薄の公社に対して、DESを行う金融機関はおそらくないのではないかと思われ、こうした観点から考えると、DESの可能性は、県以外は極めて低いと考えられる。

10.3 理事長等の経営責任者の選出

公社の再生においては、長期的な視点を持った経営感覚を有する人材を配置することが望まれる。

10.3.1 就任期限のある公務員を排除

上記の趣旨から、原則 3 年、最長で 5 年という就任期間が限定される現職公務員を可能な限り排除する必要がある。

10.3.2 民間から理事長等の経営責任者を選出する

採算性を重視されるなどの厳しい環境において仕事をしている民間の中から、理事長等の 経営責任者を選出し、公社経営に民間の考え方を導入する必要がある。

■課題

厳しい経営環境に陥っている公社の経営責任者への就任を承諾する民間の人材が、現実に 存在するかどうかの問題はある。

10.3.3 経営責任を明確化する

少なくとも10年を超えるスパンで経営を任せ、その間の経営責任を明らかにする。

10.4 理事会の活性化

理事については、地域ごとの<u>分収林公社営</u>が多く所在している多忙な市町村長に就任していただいている結果、全ての理事が出席した理事会(多くは書面出席)が開催されていないなど、結果として、形式的に終わっていると思われる理事会を活性化する必要がある。このため、理事が出席して公社経営を執行できる体制を整えるため、理事会の開催日時の工夫とともに、理事の選任等についても、形式的な選任を改めることも検討すべきである。

10.4.1 理事会の下部組織としての幹事会議を定期的に毎月開催する

理想としては、毎月定期的に理事会を開催できる環境を整える必要がある。しかしながら、 市町村長等の多忙な理事が多数を占めているおり、月例の理事会開催は困難なことが、十分 想定されるのが現状である。その代案として、各理事が属している社員から、各理事が推薦 する者をもって、理事会の下部組織として、幹事会等を設置し<u>定期的に開催する。</u>—その役割として、具体的には経営改善計画の進捗状況の把握やと前月までの目標と実績値との乖離状況の把握を行い、その内容を理事に報告し、理事の指示に従って経営に対する助言等を行うこととする。

10.4.2 理事及び幹事の選出

上記を具体化するためには、経営に対する知識・経験等を有する有能な人物で、かつ、毎 耳定期的に会議に出席できる理事及び幹事を選出することが要件となる。

■課題

理事長の選出と同様に、厳しい経営環境に陥っている公社理事及び幹事への就任を承諾 する人材が、現実に存在するかどうかの問題はある。

10.4.3 モニタリング経営の実施

公社経営の進捗状況につき、モニタリングを行う。それには KGI と KPI の設定が必要となる。

KGI (Key Goal Indicator)

主要成果指標と訳されている。経営計画や業務改革などにおいて、達成すべき成果の目標を示す尺度。具体的には、売上高や利益率などについて、測定可能な数値で目標を定めた上で、達成度をモニタリング(評価)する。

KPI (Key Performance Indicator)

主要性能指標と訳されている。経営計画や業務改革などの進展において、その達成プロセスを評価する尺度。

例えば、年間売上高 5 億円の達成が KGI とすると、その KPI は新規取引開拓件数や新商品開発件数、営業マン有効訪問件数など。KPI 設定後は、その KPI をモニタリングする。 KGI も KPI も極力数値で表されるものを選択する。

10.4.4 報酬の支出

理事には今以上の義務と責任が発生するため、適正な報酬を支払う必要があり、理事には 報酬に応じた経営改善という成果が求められる。

10.4.5 公社経営をコントロールする

公社経営は理事長の責任と権限の下、任せるが、公社経営が出資者である高知県の意図しない方向に向かわないように理事会がコントロールする必要がある。それには、経営内容を理事会及び幹事会でチェックすることが必要であり、理事会及び幹事会に対して高知県担当部署の職員を就任させるなどの、強力なバックアップが必要となる。

10.4.6 監査役の強化

監査役は、採算性を重視するため今まで以上に経営に対して助言やチェックを行うことが

必要となる。

10.4.6.1 経費支出のチェック

支出について、適正かどうかチェックを行う。具体的には以下である。

- ①支出額は適正か
- ②他に方法はないか 発注先、支払先、支払頻度、支払方法など
- ③経費は適正なチェックを受けて、支出されているか

10.4.6.2 経営の助言

監査役は経費支出のチェックだけではなく、経営の助言も行う。

10.4.6.3 監査役の選出

監査役は経理処理に明るいだけではなく、経営に対するアドバイスをもできる人材が望ましい。また、監査役の責任は、近年ますます重いものになってきており、適切な人材の形式的な選任がは、厳に慎むこととする重要となる。

10.4.6.4 報酬の支出

監査役は今まで以上に経営に対して助言やチェックを行うことが必要となるので、それに 見合う報酬の支出が必要となる。

10.5 事業手法の見直し

既往借入金の支払利息を除いた事業活動収支差額の単年度黒字化の恒久化を目指すため、 根本的な事業手法の見直しが必要となる。

具体策は以下である。

10. 5. 1 将来の投資に見合う収益性の見込まれる物件に集中投資する

これ以上、<u>公社の</u>収益性が悪くならないようにするために、<u>将来の投資に見合う収入が見込まれる経済林採算林</u>に集中投資を行う。<u>将来の投資に対する収入が見込めない非経済林</u>採算林には資金を投資しない。<u>非経済林については、無償譲渡又はその立木の時価評価等で</u>造林地所有者に返還することを検討する。このように明確に経営方針を明らかにする。

10.5.2 不採算林を中心とした分離・分割の推進

<u>公社経営のスリム化と有利子負債の軽減を図るため、可能な限り不採算林を中心とした分</u>離・分割を進める。なお、手法については別途詳説する。

10.5.3~ 外注先の選定方法の見直しを行う

公社事業の外注先として森林組合が挙げられているが、より広く民間企業にもその門戸を 開放し、その独占状態を打開し、そのことにより経営の効率化とコストダウンを図る。

10.5.4-3 入札制度の導入を行う

林野庁からも平成20年4月1日付けで「造林関係事業における競争入札の推進について」の通知で競争入札推進の指導を受け<u>、一部で入札制度を導入しているが</u>ており、今後、全面 <u>導入を図ることにより</u>早急に入札制度を導入し、適正価格での外注先を選出・発注し、経営の効率化とコストダウンを図る。

| 10.5.5<mark>4</mark> 民間企業との提携を行う

経営という視点を重視するならば、民間活力による SPC (特定目的会社)設立を含めた民間企業との業務提携を模索し、民間の経営及び事業ノウハウを利用・取得することで業務の効率化とコストダウンを図る。

10.5.6 4 経営委託

県が導入している公募型プロポーザル方式による長期の経営委託等の手法も検討する必要 がある。

これは、公募により森林施業に係る企画提案を募集し、その内容を公社が審査して最良の 事業体を選定するという手法であり、5年以上の中長期に亘って森林管理を事業体に委託等 することで、森林整備のコストダウンを図るとともに、これまで公社が行ってきた森林整備 の事業実施に係る事務費のコストダウンが可能となり、公社の安定経営に寄与できるものと 思われる。

10.6 人件費の圧縮

公社経営改善には、有利子負債の圧縮や事業費支出の圧縮とともに、支出の大きなウエイトを占める人件費の圧縮も必要となる。

10.6.1 賃金制度の見直し

中小・零細企業が多くを占める本県においては、安定した公務員給与に準ずる高い賃金水準をは、民間企業並に見直しの検討をする必要がある。根拠は長期収支見込の収益が見込まれない企業にも関わらず、このまま賃金上昇が続けば公社の経営はますます困難となり、最終的には県の負担として、戻ってくることが想定されるためである。

10.6.2 退職金制度の見直し

現状の収益状況では退職金を出せる状態になく、また退職積立金も十分ではない。 現実に職員が退職された場合、その退職積立金の不足分は、県からの借入金等で調達する必要もあるが、このような方法で調達することは、県民視点からして許されるはずもなく、退職金制度の見直しの検討ががどうしても必要となる。

10.6.3 人員の見直し

現在の人員でなければ公社経営が成り立たないのか、実態調査を行い、人員の見直しを行う。

10.6.4 業務内容の仕分

公社の業務内容につき、公社独自で行わなければならない業務と、そうでない業務とに仕 分けを行い、公社業務のスリム化を図る。

10.6.5 賞与の見直し

現状の長期収支見込の収益状況において、民間では賞与は出ない。賞与は利益配分とする 見方が多いことと、その財源は利益が元になっているからだ。当然、賞与の見直しは公社経 営改善のためには不可欠なこととなる。

10.6.6 派遣職員の見直し

県からの派遣職員の廃止や、派遣職員の給料等を県が負担するなど、派遣職員の人件費の 圧縮を図ることが必要である。

10.7 分収林契約の見直し

公社設立当初に想定していた木材価格の上昇が、結果的には見込み違いになってしまった 状況がある一方で、人件費や搬出経費等が大幅に上昇した結果、投資経費を回収できなくなっていることから、造林地上地所有者との契約の見直しも緊急の課題となる。

10.7.1 分収割合の見直し

――契約は両者の合意のもとに締結されるものであり、るから、分収本割合の変更は可能であるがり、造林地所有者の理解と協力が必要不可欠であり、また、変更交渉には人的経費的な負担を要し、難航も予想される。

<u>しかしながら、全国的にも分収割合見直しへの取り組みが進みつつあることや、県民負担をこれ以上増大させないことを考えれば、一定条件のもとで分収割合の見直しに取り組くむことも必要である。</u>

合意形成のできる土地所有者から、分収割合の見直しを行い、公社の収益を確保するよう努力を行う。

10.7.2 契約解除の検討

不採算林は、造林地土地所有者に公社の持ち分割合の立木を買い取ってもらうことや、主 伐時点で収益が見込めない不採算林については、法的に契約解除が可能であれば、公社は立 木を放棄し土地を造林地土地所有者に返すなどの契約解除を早期に行い、公社の不採算林央の資産を解消し、県民負担を軽減する対応も検討すべきである。

10.7.34 造林地土地所有者の同意規定の廃止

新たに締結しなおす契約書には、造林地土地所有者の同意規定を廃止し事業実施のスムーズ化を図る。

10.8 収支構造の透明化

事業毎の収支内容が分かるよう資料を整理し、収支構造の透明化を図る。

10.9 新会計基準に基づく実態開示

公認会計士や公社代表、都道府県代表等で構成される「林業公社会計基準策定委員会」に おいて、地方公共団体財政健全化法に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込み 額の算定に関する基準」を基本に、林業の特殊性を加味した新しい会計基準を策定している。 この新会計基準に基づき、バランスシートの実態開示を行う。

この新会計基準を採用した場合、相当額の債務超過となることが予想されるが、透明性・公平性を確保し、公社の実態を反映させることが、経営改善を効果的に行うことに繋がり、 新会計基準が策定されれば、この作業は不可欠であり、早急に取り組む必要がある。

10.10 事業費の圧縮

前項と重なる点があるが、事業を見直し、<mark>経費工費を削減することで、公社経営の改善を</mark>図る。

11. 速やかに対応すべき公社改善策

11.1 不採算林に係る有利子負債の繰上償還

前項10.2.<u>52</u>で述べた不採算林に係る有利子負債の繰上償還は、支払利息を軽減するために早急に対応すべき方策である。

繰上償還のための財源確保、議会の承認、金融機関の承認等、乗り越えるべくハードルはあるが、公社存続のためには必要不可欠の方策であり、林野庁等の国及び金融機関との協議を進めるとともに、県民負担を軽減するためにも、次回の議会に議事提案し、一日でも早く繰上償還ができるよう準備を進められたい。

11.2 運営体制の見直し

現在の運営体制では抜本的な経営改革が望めないため、理事長・理事の選出方法、経営責任の明確化、理事会の活性化、幹事会の設置、モニタリング経営の実施、監査役の強化等を通じて公社経営をコントロールすることを実現する必要がある。

詳細については前項 $10.3 \sim 10.4$ 項に掲げているので、それぞれの方策につき 期限を設定し、速やかに実行されたい。

11.3 事業執行方法の見直し

収支の改善を図るためには、<mark>将来の投資額に見合う、将来収益が収益性の</mark>見込まれる物件に集中投資する、外注先の選定方法の見直し、入札制度の導入、民間企業との提携、経営委託等を行うことが必要である。

詳細については前項10.5項に掲げているので、それぞれの方策につき期限を設定し、 速やかに実行されたい。 「経営改革プラン」のまとめ(案)

高知県森林整備公社経営検討委員会

まとめ

今日の森林・林業を取り巻く環境は、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の発揮に大きな期待が寄せられる一方、木材価格の長期低迷により極めて厳しい状況となっている。

全国一の森林率を誇る本県において、高知県森林整備公社(以下「公社」という。)は、昭和36年に設立以降、国の拡大造林政策に沿って、国の指導のもと森林所有者が自ら造林することが困難な地域を中心に分収林事業を通じて森林の公益的機能の発揮や地元雇用の創出等による地域活性化など、大きな役割を果たし、造成した約15,000haの森林は貴重な社会的資源となっている。

しかしながら、高知県の公社のみならず、全国で相次いで設立された林業公社は、木材価格の長期低迷による採算性の悪化で、公社が担ってきた公益性を重視した分収林事業をそのまま継続することは、極めて困難な状況となっている。

また、分収林事業は日本政策金融公庫等からの借入金に大きく依存してきたことによる多額の累積債務を抱えており、本格的な伐採収入時期と元利金償還時期のミスマッチにより債務だけが膨れ上がるという構造的な問題も抱えている。

この累積債務のうち、公庫の有利子負債については、県の損失補償を義務付けした国の制度融資であり、現状の木材価格が続くことになれば、将来の県民負担にもなり得る性格を有しているものである。

この損失補償については、近年厳しい司法判断が示されていることもあり、国とも連携を 取りながら、他府県とも連帯してその対応が必要となっている。

この様な現状の中、県は経営が著しく悪化している公社の経営改革について、具体的、専門的に検討を行うことを目的として、高知県森林整備公社経営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置したところである。

県の意向を受け、当委員会は、平成 21 年 11 月 18 日に第 1 回委員会を開催し、公社の存廃を含めた方向性、今後の公社のあり方や経営再生策等の検討を重ねてきた結果、平成 22 年 9 月 10 日の第 8 回委員会においては、5 項目の抜本的な経営改革等を実施することを前提に存続することと、速やかに対応すべき公社経営改善策として、

- (1) 不採算林に係る有利子負債の繰上償還
- (2) 運営体制の見直し
- (3) 事業執行方法の見直し
- の3点を求めた別添「中間報告書」を取りまとめたところである。

その後、「中間報告書」に記載した内容を中心に議論・検討を行い、第 回委員会において、この「経営改革プラン」を策定したものである。

県及び公社においては、この「経営改革プラン」で提言した経営改善策について、国の支援策や他府県の公社改革の実例を参考に、高知県にとって最適な改善策を採用して、一日も速い公社再生を成し遂げるように最大限の努力を払い、森林の公益性を確保しつつ、県民負担を増やさない取り組みを求めるものである。

1. 今後の森林整備公社が担う役割とそのあり方について

1. 1 現状·課題

公社は、造林地所有者と50年を超える超長期の分収林契約を締結し、造林地所有者から 土地の提供(地上権設定)を受け、公社が費用を負担して植栽、保育を行い、木が大きくな り利用間伐や皆伐して売れた時に、その収益を公社と造林地所有者が一定の割合で分け合 うという分収林事業を実施している。

事業開始当時の昭和30年代後半は、荒廃した山林の整備と高まる木材需要に対応できる 供給体制を早期に整える必要があるという社会情勢があり、国も特別措置法を制定するな どにより、分収林事業というビジネスモデルを構築してきた。

この様な国の拡大造林政策を受けて、各都道府県が公社を設立し、時代の要請に応えてきたという事実はあるものの、木材価格の低迷が続いている中で、その反転が容易に想定できない現状と公社の経営実態を考えれば、公社が担ってきた役割をそのまま継続してその使命を果たすことは、極めて困難といわざるをえない。

公社がこれまで果たしてきた分収林事業による「林業の発展(木材生産)」、「森林の公益的機能の維持増進」、「山村経済への貢献」という役割はこれからも重要という認識がある一方で、長期負債が約279億円(平成22年度末)うち有利子負債が約81億円に上り、将来の収支が赤字になれば最終的に県民の負担になるという重い課題が残されている。

1. 2 今後の方策と担うべきあり方

委員会の「中間報告書」でとりまとめたとおり、公社の有利子負債については、県民負担の軽減の観点から速やかに繰上償還することが望ましいが、その繰上償還する財源確保や金融機関の承認等、乗り越えるべきハードルがあることから、この課題を継続的に解決していくことが必要である。

公社の経営改善のための事業手法の見直しとしては、不採算林の分離・分割が有力な方策であることから、可能な手法を取り入れて実行していくことが必要である。

その手法のうち、これまで公社が担ってきた分収林事業の役割を、地域の実状に精通した森林組合等の林業事業体に移管していく手法などは、関係金融機関の繰上償還承認が前提となるが、将来利息の軽減と公社経営のスリム化、あるいは各地域の林業事業体の育成や経営の安定にも寄与することができる有力な手法となる。

一方で、分離・分割が困難な分収林についても、可能な限り事業を行う森林組合等の民間事業体に対して一定期間、分収林の管理を委託することにより、事業費及び人件費の圧縮・削減に努めることが必要である。

あわせて、公社の運営体制についても、理事長・理事の選出方法、経営責任の明確化、 理事会の活性化、モニタリング経営の実施、監事の役割強化などに取り組むことにより経 営の透明化・適正化を求めるものとする。

これからの公社は、このような改革を図りつつ、分収林を社会的資産として公社がこれまでも果たしてきた「林業の発展(木材生産)」、「森林の公益的機能の維持増進」とういう公益的な役割を担うと同時に、移管する森林を含めて「山村経済への貢献」という役割を引き続き果たしていくことが求められる。

2. 改革プランの基本方針

分収林造林事業の背景や構造的な問題はあるが、公社が存続の危機に瀕した原因の一つには公社の造林、育林事業が、公共性を重視するあまり経済性が疎かになった面があるといわざるをえない。

現在、公社は、第2期経営改善実行計画において、間伐等の収益を財源とした増収対策等により計画の最終年度である平成24年度には、既往債務の元利償還金を除く事業活動収支を黒字化にする取り組みを進めている。

県民負担をこれ以上増やさないためにも事業活動収支の黒字化の早期達成とその継続が 重要であることはもちろん、今後は公共性を重視しつつも、これまで以上に限りある資金 を有効に使い、その投資に見合う事業を行わねばならない。

そのためには、現在対象となっている山林を投資に見合う山林と、採算が合わない山林とに明確に区分し、それぞれの山林に対する経営方針を明確にする必要がある。

また、今後は、公社経営のスリム化による経費削減を目指し、可能なものから分収林の分離・分割に取り組む必要がある。

一方、造林地所有者の意向等により分離・分割が困難な分収林についても、可能な限り、 単年度で発注していたものを一定期間、森林組合等の民間事業体に分収林の管理委託を行 うなど事業手法の見直しに積極的に取り組む必要がある。

さらに、「分収割合」であるが、収益の向上のために造林地所有者との分収割合の見直し についても視野に入れるべきと考える。

3. 経営改革に向けた具体的な取り組み

3. 1 森林資産の査定(再精査)による区分の明確化と区分ごとの経営方針

○資産査定による採算林及び不採算林の定義について

採算林と不採算林に対する経営方針を明確化するに当たって、森林資産について、団 地ごとの投資額の回収可能性を判定し下表のとおり区分を行う。

| 区分 | 内容 |
|----|--------------------------------------|
| A | 既往の投資額及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地 |
| В | 既往の投資額の 50%以上の額及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団 |
| D | 地であって、A以外の団地 |
| C | 既往の投資額の 25%以上の額及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団 |
| | 地であって、A から B 以外の団地 |
| D | 将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、AからC以外の団地 |
| Е | Aから D 以外の団地 |

- ・上表による森林資産査定区分により、「A」の区分を採算林とし、「B」から「E」の区分 を不採算林として定義付ける。
- ・既往投資額を除き、将来投資額以上の収益が見込める「A」から「D」の区分は経済林

とし、「E」の区分は非経済林として定義付ける。

- ・経済林については、単年度収支の黒字額の範囲内で森林整備事業を行うが、その場合 の優先順位は原則「A」から「D」の順とする。
- ・ただし、作業道をつけること等による費用対効果を勘案し、優先順位どおりの整備に 合理性を欠くと判断される場合はこのかぎりでない。
- ・国、県の有利な補助事業導入により、公社負担が伴わない事業を積極的に導入し事業 経費の節減につなげることが重要である。
- ・「B」から「E」の区分の森林については、森林の持つ公益的機能の継続的な発揮にも視点を置き、経済性・採算性だけでなく公益性・公共性を重視した森林として、位置付けることが重要である。
- ・「E」の区分の森林については、無償譲渡又はその立木の時価評価等で造林地所有者に 返還することを検討すべきである。

3.2 事業手法の見直し

公社の事業手法については、公社自らが森林整備の作業を行う仕組みになっておらず、 森林組合等を対象とした請負方式により発注し、その事業を受注した森林組合等が行っ ているのが現状である。

また、公共性を重視した「民間ではできない仕事」として位置付けられた、採算性が 重視されない事業手法は、効率や人材育成・確保の観点からみても改めていく必要があ る。

事業手法の見直しは、公社経営の合理化に直結するため早急な取り組みが求められるところであるが、これまでの事業手法のすべてを変更することは現実的に困難なため、現実の形態を維持しつつ、次の方法で順次見直していくことを検討する必要がある。

① 不採算林を中心とした分離・分割の推進

公社経営のスリム化と有利子負債の軽減を図るため、可能な限り不採算林を中心とした分離・分割を進める。

- ・分離・分割の手法は、次表の選択肢を検討し可能なものから速やかに実行していく。
- ・分離・分割の手法を選択するにあたっては、選択する分収林毎に経済性等を比較検 討したうえで、可能な手法を選択し、その意志決定プロセスを明らかにして実行す る必要がある。
- ※ 次表3の経営移管については繰上償還が可能となった場合の手法
- ・民間事業体への経営移管にあたっては、地域でのまとまった森林管理をめざすこと とし、必要に応じて採算林も含めた移管について検討する。
- ・経営移管した分収林の造林補助金の補助率は、公社と同等の85%となるよう県で措置 を検討することを求める。

分離・分割方法

| | 77 19 | 分離・分割方法 | 内容 |
|---|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契 | 約解除 | |
| | | 無償譲渡又は有償で造 林地所有者に返還又は | Eランクの公社森林所有権(おおむね60%)を造林地所有者に無償譲渡又は有償で造林地所有者に返還 |
| | | 民間林業経営体に売却 | Eランク以外の公社森林所有権(おおむね60%)を造林 地所有者又は民間林業経営体に売却 |
| | | 契約の満了 | 契約延長等が困難な団地については、現契約に基づき皆 伐を行い契約を満了する |
| 2 | 造 | 林地所有者の土地及び森林 | 木所有権(おおむね40%)の買い取り等 |
| | | 第三者への売買あっせ ん | 売却を希望する造林地所有者の土地及び森林所有権(おおむね40%)を第三者(民間林業経営体又は個人)に売買あっせん |
| | | 公共団体等への寄付 | 公共団体等への寄付を希望する造林地所有者への対応 |
| | | 環境林等として地方自 治体が購入 | 国の補助事業を活用し、地方自治体(県又は市町村)が購入 |
| 3 | 経 | 営移管 ※ 有力な手法 | 去であるが、繰上償還が可能となることが前提 |
| | | 森林組合等民間経営体 へ分収林経営を移管 | 造林地所有者の同意及び経営の受け皿の確保が出来た 地域から順次経営を移管 |
| | | SPC (公社及び民間経 営体の出資会社) に分収 林経営を移管 | ・公募型プロポーザルで経営体を決定 ・民間経営体の出資については、民間経営体が造林地所有者の土地及び森林所有権(おおむね40%)を買い取り現物出資することが条件 |

② 民間事業体への分収林管理委託の推進

公社がこれまで行ってきた事業手法は、単年度ごと、事業ごとに設計・積算から発注、 監督から完成に至までの全ての行程にわたって管理するという方法であり、その運営管理に多くの経費を充当してきた。

今後は、分離・分割が困難な分収林についても、県が先行して実施している公募型プロポーザル方式等による事業方法を可能な限り導入し、森林組合等の民間事業体に対して一定期間、分収林の管理を委託することにより、事業費及び人件費の圧縮・削減に努めることが必要である。

この手法によって、分収林と分収林以外の山林所有者が自力でマネジメント出来ない 山林を取り纏めて、地域の森林組合等の林業事業体が、一定期間一元的に管理できるよ うになれば、地域での雇用の場の創出にもつながるとともに、民間企業の経営感覚やノ ウハウも活かすことで、山全体の付加価値の向上が期待できる。

このことを契機とし、各地域の林業事業体の育成や経営の安定にも寄与することができる。

3.3 分収割合の見直し

分収林事業の最終収支が大幅な赤字になる見込みの中、県民負担をこれ以上増大させないことを考えれば、造林地所有者との分収割合の見直しは大きな課題となる。

平成23年7月に実施したアンケート調査結果によれば、約76%の造林地所有者が現状の分収割合の維持を希望している一方で、約14%の造林地所有者が分収割合の見直しに理解を示している。

分収割合の変更は、造林地所有者の理解と協力が必要不可欠でありその交渉には人的経費的な負担を要し、難航も予想されるが、全国的にも分収割合見直しへの取り組みが進みつつあることや、県民負担をこれ以上増大させないことを考えれば、公社経営改革の取組の一環として一定条件のもとで分収割合の見直しには取り組まざるをえないと考えられる。

3. 4 人件費の圧縮・削減

支払い利息を除き公社管理費の大部分を占める人件費の圧縮・削減を行うためには、事業縮小や事業・組織の効率化による人員の削減と賃金制度の見直しを検討する必要がある。

3. 5 プロパー職員の採用

公社が存続していくうえで、後継者の育成、組織の新陳代謝は必要不可欠である。 平成23年4月1日現在、在職している3名のプロパー職員はいずれも50歳以上であり、 今後の新しい分収林事業への取り組みを進めていくうえでも、公社事業のノウハウを身に 付け効率的な経営を行うためにも、早急に若手プロパー職員を採用する必要がある。

4. 有利子負債の早期圧縮及び将来的な解消策

有利子負債の削減については、委員会の中間報告で提言したとおり、平成22年度に日本政策金融公庫の制度融資資金や市中銀行の借入金について、約4億6千万円の繰上償還を実行し、将来支払利息約1億6千万円の軽減効果があった。

なお、平成22年度末現在においても、有利子負債が約81億円もあり、この有利子負債 の抜本的な解消が今後の課題となっている。

今後も金融機関の理解を得て繰上償還を実行し、分離・分割する森林についても繰上償還を行い、支払利息の軽減に努める必要がある。

有利子負債に対する国の支援策である「第三セクター等改革推進債」(期限平成 25 年度まで)については、損失補償の履行が条件であるが、平成 22 年 8 月の長野県安曇野市の第三セクターの損失補償契約にかかる東京高裁判決において、実質的な債務保証である「損失補償」契約は、違法・無効との判断を示しており、県と公庫の損失補償契約が、この判決に照らし合わせて、違法・無効でない旨の確認を総務省等の関係機関とも十分に協議を行う必要があることにも留意する必要がある。

また、有利子負債に対するもう一つの支援策である長伐期化等に対する特別交付税の継続の有無も考慮しながら、「第三セクター等改革推進債」の活用については慎重に対応すべきである。

なお、有利子負債は、県民負担の増に直結していることから、今後においても、他府県と連携を図りながら国に対し、利息負担の軽減対策、特別地方交付税の拡充などこれまで以上に支援要請をしていく必要がある。

5. 経営責任体制の明確化

公社経営の安定のためには、その経営を執行する機関である理事会の活性化が必要不可 欠である。

理事については、高知県、関係市町、森林組合連合会等の責任ある立場の役職員が就任 しているが、実質的には、形式的な就任になっている懸念があり、この解消が喫緊の課題 である。

この現状を打破するためには、公社経営に対する責任体制を明確にする必要性がある。

今後の新公益法人改革と併せ、最高責任者である理事長の公募等による民間からの選任 や、理事等についても外部有識者や造林地所有者代表等の就任について検討すべきである。

公社経営は、公金を投入した公的事業体としての性格を有し、存続の危機に瀕した現状の中で安易な経営は許されない。

公社の経営改善計画や進捗管理がこれまで以上に重要になることから、経営の進捗状況 についてモニタリングの実施が必要である。

6. 全国統一の新会計基準適用による財務状況の透明性確保策

従前、全国の林業公社の会計基準については、組織的に決定・統一されたものが存在せず、各公社ごとに会計処理をしているのが現状であった。

しかしながら、新公益法人会計の整備が進み、その中で減損会計の導入が求められるなど、現在の林業公社の会計処理では、新公益法人への移行や財務状況の透明性確保に問題があり、新しい会計処理が必要となっていた。

このため、林業公社の全国組織である全国森林整備協会が、都道府県の協力を得て、「林業公社会計基準策定委員会」を設置し、平成23年3月に林業公社の特殊性を加味した新会計基準が策定されたところである。

この新会計基準で、森林資産評価方法が定められたことにより、この森林資産評価方法に基づいた森林資産評価額をもって、現在の帳簿価額との乖離を分析するなど、公社の財務状況の透明性が図られるものと期待する。

新会計基準の適用時期は、平成23年度決算からとなっているが、平成21年度決算で試算した場合、森林資産評価額は、現在の帳簿価額約279億円余りに比べて、約277億円に劣化していることが判明し、結果として、2億円弱の債務超過に陥っていることが明らかとなった。

また、新会計基準を適用しても、現在の木材価格が将来にわたり続いていくとすれば、 債務超過が拡大していくことになるため、今後、この課題解決に向けた対策を講じる必要が あると認識する。

7. 新公益法人への移行

公益法人制度改革(平成 20 年 12 月 1 日施行)を受けて、公社は平成 25 年 11 月末までの 5 年間の移行期間内に新法人へ移行する必要がある。

公社が新法人に移行する場合の形態は、公益社団法人と一般社団法人の 2 通りあるが移 行にあたってはそれぞれ課題がある。 主な課題としては、公益社団法人は財務状況の健全性等が求められる一方、一般社団法人については、県がこれまでどおり公社に人的、財政的支援をしていくための説明責任が求められる。

今後の公社のありかたをふまえ、全国の林業公社の移行状況も考慮しつつ、それぞれの 課題を整理して県が総合的に判断し、早急に新法人への移行方針を決定する必要がある。

8. 当委員会としての示す方向性

この林業公社問題は、元々は、国が拡大造林政策の一環として、国の補助金と制度融資で事業費を賄う分収林事業というビジネスモデルを推進させてきたものであり、木材価格の低迷という外因の影響を真正面から受けた結果、そのビジネスモデルが破綻をしてしまったことに起因している。

従って、この責任については、国が背負う部分も多いことから、他府県と連携を強化し、 国にその責任を求めていく努力は怠るべきでないことは肝に命じておくべきである。

当委員会としては、分収林事業というビジネスモデルが破綻した中で現在の公社経営状況を黙認し放置すれば、ますます県民負担が増大する懸念があると判断した。

当委員会は、公社に対して、上記1から7までで示した経営のスリム化や公社運営の経営責任体制の明確化など公社の経営改革に早期に取り組むことを求めるとともに、債権者に対しては債権放棄を含む支援を要請し、造林地所有者に対しては分収林の分離・分割、民間事業体への管理委託や分収割合の見直しについて理解と協力を粘り強く求めるなどして、将来収支の改善処理を的確に実施するなどの抜本的な経営改革を求めることとする。

全国一の森林率を誇る本県の豊かな森林資源は県民共有の大切な財産であり、公社の再生を通じて、その森林が持つ公益性を持続的かつ健全に維持することは重要不可欠である。 県はその重要性を再認識し、長期的視野に立った森林林業行政の推進を図ることによって、所期の目的を果たすことを大いに期待するものである。

附 属 資 料

附属資料目次

| 公社営林の現況 | 1 |
|--------------------------------------|----|
| 公社営林市町村別契約面積 | 2 |
| 齢級別造林面積 | 3 |
| 地上権設定期間別契約面積及び分収割合と方法 | 4 |
| 長期借入金残高 | 5 |
| 公社営林事業(公社有林を除く)契約終了年度別面積及び有利子負債償還計画… | 6 |
| 高知県森林整備公社検討委員会検討資料(抜粋) | 7 |
| 中間報告書 | 22 |
| 高知県森林整備公社検討委員会の検討経過・概要 | 26 |
| 高知県森林整備公社経営検討委員会設置要綱 | 27 |
| 高知県森林整備公社経営検討委員会名簿 | 28 |

公社営林等の現況

経営別概要

(平成23年4月1日現在)

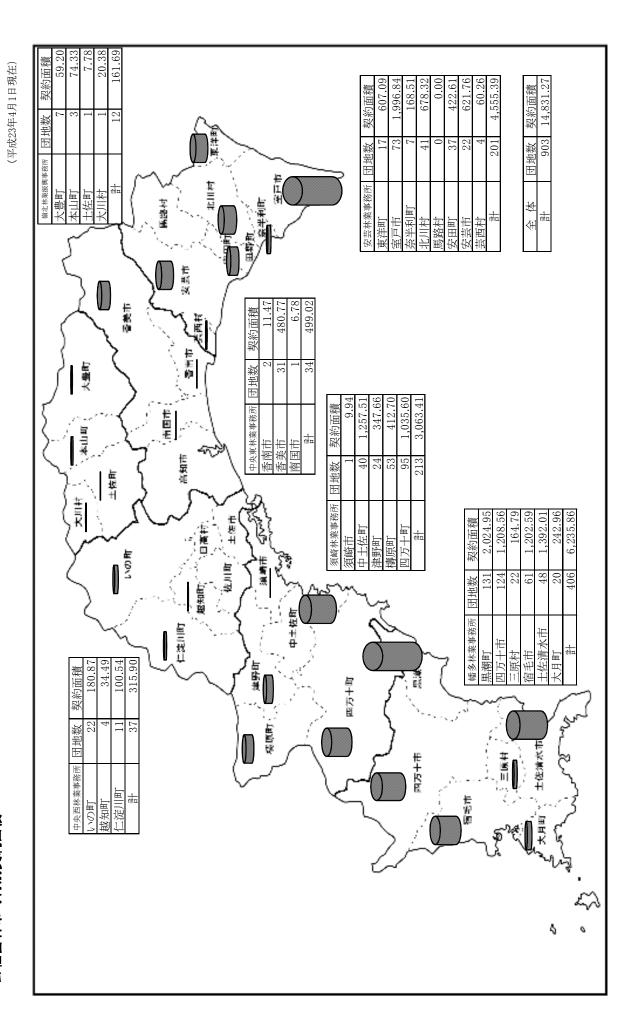
単位: ha

| 経営別 | 団地数 | 契約面積 | 造林面積 |
|--------------|--------|---------|---------|
| 公社営林 | 903 | 14, 831 | 13, 694 |
| 教育の森 | 116 | 1,633 | 1, 493 |
| 小 計 | 1,019 | 16, 464 | 15, 187 |
| 森林農地整備センター造林 | 125 | 4, 467 | 4, 200 |
| 合 計 | 1, 144 | 20, 931 | 19, 387 |

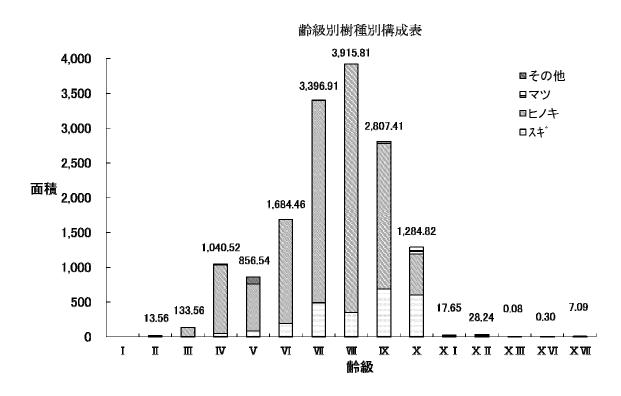
公社営林等市町村別契約面積等現況表

(平成23年4月1日現在)

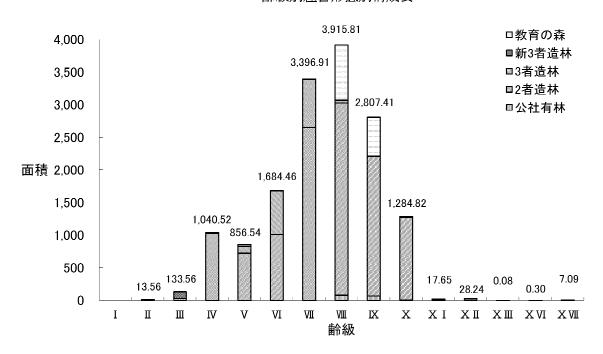
| | | 公 | 生営林計 | | | 教 | 育の森 | | | 森農セ | ンター造林 | | | 公社営 | 林等合計 | : 面積h |
|-----------|---------|-----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|
| 市町村 | 団地 数 | 契約 面積 | 造林 面積 | 除地 面積 | 団地 数 | 契約 面積 | 造林 面積 | 除地 面積 | 団地 数 | 契約 面積 | 造林 面積 | 除地 面積 | 団地 数 | 契約 面積 | 造林 面積 | 除地 面積 |
| 東洋町 | 17 | 607.09 | 563.02 | 44.07 | 5 | 37.29 | 36.90 | 0.39 | | 0.00 | 0.00 | | 22 | 644.38 | 599.92 | 44.4 |
| 室戸市 | 73 | 1,996.84 | 1,796.02 | 200.82 | 6 | 233.03 | 212.82 | 20.21 | 19 | 1,428.16 | 1,319.78 | 108.38 | 98 | 3,658.03 | 3,328.62 | 329.4 |
| 奈半利町 | 7 | 168.51 | 166.41 | 2.10 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 7 | 168.51 | 166.41 | 2.1 |
| 北川村 | 41 | 678.32 | 634.07 | 44.25 | 2 | 27.65 | 27.13 | 0.52 | 14 | 243.06 | 237.86 | 5.20 | 57 | 949.03 | 899.06 | 49.9 |
| 馬路村 | 0 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | | 0.00 | 0.00 | | 1 | 15.48 | 15.07 | 0.41 | 1 | 15.48 | 15.07 | 0.4 |
| 安田町 | 37 | 422.61 | 394.68 | 27.93 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 37 | 422.61 | 394.68 | 27.9 |
| 安芸市 | 22 | 621.76 | 519.96 | 101.80 | 6 | 52.88 | 46.90 | 5.98 | 3 | 263.87 | 233.10 | 30.77 | 31 | 938.51 | 799.96 | 138.5 |
| 芸西村 | 4 | 60.26 | 53.32 | 6.94 | 1 | 52.42 | 49.33 | 3.09 | | 0.00 | 0.00 | | 5 | 112.68 | 102.65 | 10.03 |
| 香南市 | 2 | 11.47 | 9.69 | 1.78 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 2 | 11.47 | 9.69 | 1.78 |
| 香美市(物部) | 5 | 90.00 | 86.01 | 3.99 | 1 | 22.93 | 20.70 | 2.23 | 4 | 124.64 | 115.13 | 9.51 | 10 | 237.57 | 221.84 | 15.73 |
| 香美市(香美) | 17 | 174.04 | 161.50 | 12.54 | 1 | 11.62 | 7.10 | 4.52 | 3 | 167.72 | 127.27 | 40.45 | 21 | 353.38 | 295.87 | 57.5 |
| 香美市(山田) | 9 | 216.73 | 186.71 | 30.02 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 9 | 216.73 | 186.71 | 30.02 |
| 南国市 | 1 | 6.78 | 6.70 | 0.08 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 1 | 6.78 | 6.70 | 0.08 |
| 大豊町 | 7 | 59.20 | 55.55 | 3.65 | 6 | 47.08 | 43.15 | 3.93 | | 0.00 | 0.00 | | 13 | 106.28 | 98.70 | 7.58 |
| 本山町 | 3 | 74.33 | 68.22 | 6.11 | 1 | 10.86 | 10.20 | 0.66 | 1 | 8.14 | 7.18 | 0.96 | 5 | 93.33 | 85.60 | 7.73 |
| 土佐町 | 1 | 7.78 | 7.60 | 0.18 | 8 | 90.91 | 86.13 | 4.78 | | 0.00 | 0.00 | | 9 | 98.69 | 93.73 | 4.96 |
| 大川村 | 1 | 20.38 | 19.00 | 1.38 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 1 | 20.38 | 19.00 | 1.38 |
| 高知市(鏡) | 0 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | | 0.00 | 0.00 | | 1 | 60.06 | 52.82 | 7.24 | 1 | 60.06 | 52.82 | 7.24 |
| 高知市(土佐山) | 0 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | | 0.00 | 0.00 | | 1 | 42.60 | 37.77 | 4.83 | 1 | 42.60 | 37.77 | 4.83 |
| いの町(伊野) | 5 | 25.96 | 25.01 | 0.95 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 5 | 25.96 | 25.01 | 0.95 |
| いの町(吾北) | 14 | 124.25 | 118.03 | 6.22 | | 0.00 | 0.00 | | 1 | 14.05 | 14.05 | 0.00 | 15 | 138.30 | 132.08 | 6.22 |
| いの町(本川) | 3 | 30.66 | 29.29 | 1.37 | 1 | 12.90 | 12.50 | 0.40 | | 0.00 | 0.00 | | 4 | 43.56 | 41.79 | 1.77 |
| 越知町 | 4 | 34.49 | 32.27 | 2.22 | | 0.00 | 0.00 | | 2 | 37.69 | 37.05 | 0.64 | 6 | 72.18 | 69.32 | 2.86 |
| 仁淀川町(吾川) | 3 | 17.04 | 16.40 | 0.64 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 3 | 17.04 | 16.40 | 0.64 |
| 仁淀川町(池川) | 7 | 80.02 | 73.13 | 6.89 | 2 | 28.09 | 25.55 | 2.54 | | 0.00 | 0.00 | | 9 | 108.11 | 98.68 | 9.43 |
| 仁淀川町(仁淀) | 1 | 3.48 | 3.20 | 0.28 | 5 | 62.99 | 58.18 | 4.81 | | 0.00 | 0.00 | | 6 | 66.47 | 61.38 | 5.09 |
| 須崎市 | 1 | 9.94 | 6.00 | 3.94 | 2 | 16.93 | 16.20 | 0.73 | | 0.00 | 0.00 | | 3 | 26.87 | 22.20 | 4.67 |
| 中土佐町(中土佐) | 20 | 908.12 | 798.40 | 109.72 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 20 | 908.12 | 798.40 | 109.72 |
| 中土佐町(大野見) | 20 | 349.39 | 339.94 | 9.45 | 6 | 65.44 | 62.82 | 2.62 | 10 | 256.31 | 249.71 | 6.60 | 36 | 671.14 | 652.47 | 18.67 |
| 津野町(葉山) | 3 | 50.48 | 47.62 | 2.86 | | 0.00 | 0.00 | | 1 | 40.37 | 38.87 | 1.50 | 4 | 90.85 | 86.49 | 4.36 |
| 津野町(津野) | 21 | 297.18 | 269.83 | 27.35 | 1 | 105.51 | 52.53 | 52.98 | 6 | 92.17 | 90.98 | 1.19 | 28 | 494.86 | 413.34 | 81.52 |
| 檮原町 | 53 | 412.70 | 376.65 | 36.05 | 1 | 10.05 | 10.00 | 0.05 | | 0.00 | 0.00 | | 54 | 422.75 | 386.65 | 36.10 |
| 四万十町(窪川) | 30 | 394.52 | 378.22 | 16.30 | 3 | 40.06 | 39.01 | 1.05 | 2 | 19.54 | 19.08 | 0.46 | 35 | 454.12 | 436.31 | 17.83 |
| 四万十町(大正) | 53 | 577.75 | 555.65 | 22.10 | 3 | 46.84 | 43.42 | 3.42 | 17 | 773.28 | 750.40 | 22.88 | 73 | 1,397.87 | 1,349.47 | 48.40 |
| 四万十町(十和) | 12 | 63.33 | 59.92 | 3.41 | | 0.00 | 0.00 | | 1 | 12.50 | 12.50 | 0.00 | 13 | 75.83 | 72.42 | 3.4 |
| 黒潮町(佐賀) | 51 | 632.19 | 558.82 | 73.37 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 51 | 632.19 | 558.82 | 73.3 |
| 黒潮町(大方) | 80 | 1,392.76 | 1,322.25 | 70.51 | 10 | 102.27 | 101.36 | 0.91 | | 0.00 | 0.00 | | 90 | 1,495.03 | 1,423.61 | 71.42 |
| 四万十市(西土佐) | 19 | 212.37 | 198.61 | 13.76 | 7 | 44.97 | 42.96 | 2.01 | 9 | 329.31 | 322.03 | 7.28 | 35 | 586.65 | 563.60 | 23.0 |
| 四万十市(中村) | 105 | 996.19 | 958.74 | 37.45 | 24 | 226.39 | 221.31 | 5.08 | 23 | 332.47 | 325.19 | 7.28 | 152 | 1,555.05 | 1,505.24 | 49.8 |
| 三原村 | 22 | 164.79 | 153.48 | 11.31 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 22 | 164.79 | 153.48 | 11.3 |
| 宿毛市 | 61 | 1,202.59 | 1,122.37 | 80.22 | 6 | 121.22 | 117.06 | 4.16 | 6 | 205.68 | 194.31 | 11.37 | 73 | 1,529.49 | 1,433.74 | 95.7 |
| 土佐清水市 | 48 | 1,392.01 | 1,290.27 | 101.74 | 8 | 162.77 | 149.84 | 12.93 | | 0.00 | 0.00 | | 56 | 1,554.78 | 1,440.11 | 114.6 |
| 大月町 | 20 | 242.96 | 231.29 | 11.67 | | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 | | 20 | 242.96 | 231.29 | 11.6 |
| • | 903 | 14,831.27 | | | 116 | | 1,493.10 | 140 00 | 125 | | 4,200.15 | 266.95 | | | | |



(平成23年4月1日現在)



齡級別経営形態別構成表



| | | | 契約 | 契約 | 契約 | 5. | 分収割~ | 合(単位:% | (_o) |
|------|-----------|---------|-----------|--------------|--------------------------|-----|----------|----------|------------------|
| | 区分 | 種別 | 期間 | 件数 | 面積 | 所有者 | 森林組合 | 市町 村等 | 公社 |
| | | | 70 | 1 | 3. 43 | 20 | //114 [] | 13 3 | 80 |
| | | 国有林 | 80 | 44 | 346.8 | 20 | | | 80 |
| | | | 50 | 1 | 2.5 | 40 | | | 60 |
| | | 市町村有林 | 80∼ | 11 | 264.5 | 40 | | | 60 |
| | | | 80 | 3 | 81. 52 | 30 | | | 70 |
| | 2 者造林 | | 50 | 102 | 1, 456. 78 | 40 | | | 60 |
| | 1 1 /2 11 | | 60 | 61 | 839. 13 | 40 | | | 60 |
| | | 私有林 | 60 | 1 | 40. 32 | 30 | | | 70 |
| | | | 70 | 10 | 228. 06 | 40 | | | 60 |
| | | | 80~ | 646 | 8, 760. 71 | 40 | | | 60 |
| | | 計 | 80~ | 78 958 | 731. 15 12, 754. 90 | 30 | | | 70 |
| | | il. | 60 | | 3. 56 | 40 | 10 | | E0. |
| | | 市町村有林 | 80 | 2 3 | | 40 | 10 10 | | 50 50 |
| | | | 50 | 1 | 24. 5 5. 3 | 40 | 10 | | 50 |
| | 3 者造林 | | 60 | 108 | 335. 18 | 40 | 10 | | 50 |
| 公社営林 | 0.12.24 | 私有林 | 70 | 2 | 6. 74 | 40 | 10 | | 50 |
| (公社有 | | | 80~ | 305 | 1, 355. 19 | 40 | 10 | | 50 |
| 林を除 | | 計 | - 00 | 421 | 1, 730. 47 | 10 | 10 | | 00 |
| <) | | 市町村有林 | 80 | 5 | 35. 01 | 50 | | 25 | 25 |
| , , | 新3者造林 | 私有林 | 80 | 22 | 97. 84 | 50 | | 25 | 25 |
| | | 計 | | 27 | 132. 85 | | | | |
| | | | 70 | 1 | 3. 43 | | | | |
| | | | 80 | 44 | 346.8 | | | | |
| | | | 50 | 1 | 2.5 | | | | |
| | | 市町村有林 | 60 | 2 | 3. 56 | | | | |
| | 計 | | 80~ | 22 | 405. 53 | | | | |
| | | | 50 | 103 | 1, 462. 08 | | | | |
| | | 私有林 | 60 | 170 | 1, 214. 63 | | | | |
| | | | 70 80∼ | 12 1, 051 | 234.8 | | | | |
| | | | 50 | 1,051 | 10, 944. 89 | | | | |
| | | | 60 | 172 | 1, 464. 58 1, 218. 19 | | | | |
| | 合 | 計 | 70 | 13 | 238. 23 | | | | |
| | " | н | 80~ | 1, 117 | 11, 697. 22 | | | | |
| | | | - 00 | 1, 406 | 14, 618. 22 | | | | |
| | | | 50 | 31 | 547. 88 | 20 | | | 80 |
| | | 国有林 | 60 | 1 | 3. 52 | 20 | | 1 | 80 |
| | | | 80 | 2 | 23. 76 | 20 | <u> </u> | | 80 |
| | | 計 | | 34 | 575. 16 | | | | |
| | | 公有林 | 80 | 1 | 105. 51 | 30 | | | 70 |
| | | | 80 | 12 | 246.6 | 30 | | | 70 |
| | | 計 | | 13 | 352. 11 | | | | |
| 教育の森 | | | 50 | 55 | 502. 96 | 40 | | | 60 |
| | | 民有林 | 60 | 13 | 50. 75 | 40 | | | 60 |
| | | | 80 | 9 | 99. 76 | 40 | | | 60 |
| | | ⇒1 | 80 | 2 | 52. 42 | 30 | | | 70 |
| | | 計 | EO | 79 | 705. 83 | | | | 1 |
| | | | 50 | 86 | 1, 050. 78 | | | 1 | 1 |
| | í | | 60 80 | 14 26 | 54. 27 528. 05 | | | | |
| | | | 00 | 126 | 1, 633. 10 | | | | |
| | l | | | 120 | 1, 055. 10 | | | L | L |

長期借入金残高

(平成23年4月1日現在)

単位:千円

| | | 一般会計 | 教育の森 | 計 |
|--------------|---------|--------------|----------|--------------|
| | 県借入金 | 19, 728, 675 | | 19, 728, 675 |
| | 公庫借入金 | 6, 539, 028 | 769, 141 | 7, 308, 169 |
| 長期債務残高 | 市中銀行等 | 808, 065 | | 808, 065 |
| 文别很伤%同 | 計 | 27, 075, 768 | 769, 141 | 27, 844, 909 |
| | 市町村等負担金 | 64, 199 | | 64, 199 |
| | 合 計 | 27, 139, 967 | 769, 141 | 27, 909, 108 |
| | 公庫借入金 | 2, 783, 978 | 236, 693 | 3, 020, 671 |
| 将来利息 | 市中銀行等 | 48, 622 | | 48, 622 |
| | 合 計 | 2, 832, 600 | 236, 693 | 3, 069, 293 |

日本政策金融公庫資金及び市中銀行の償還年次表

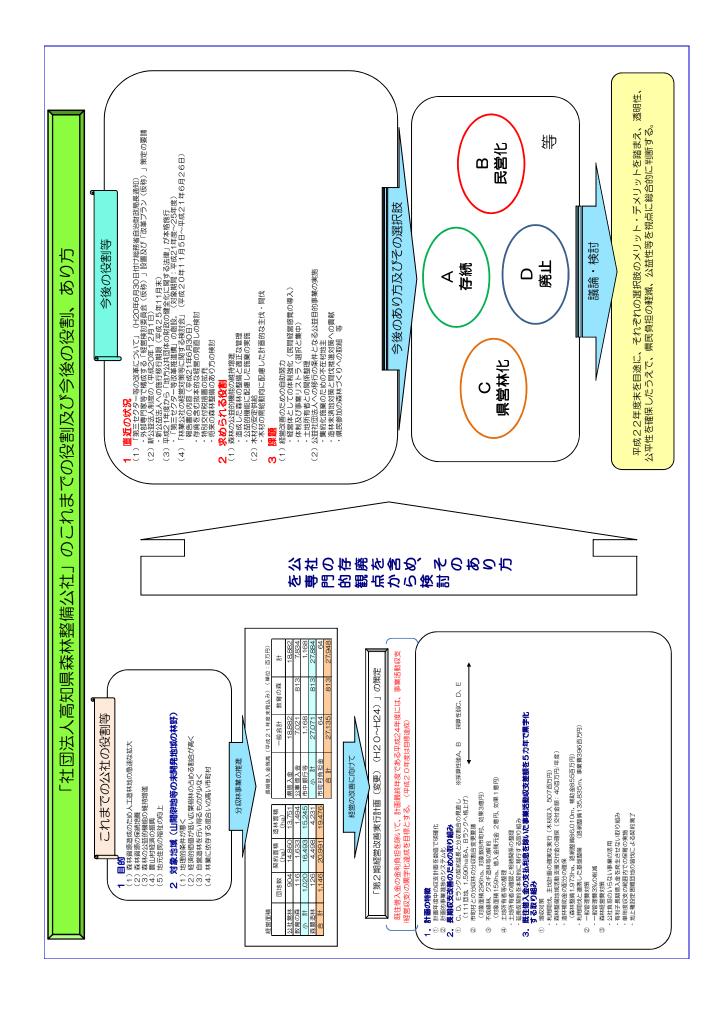
(平成23年4月1日現在)

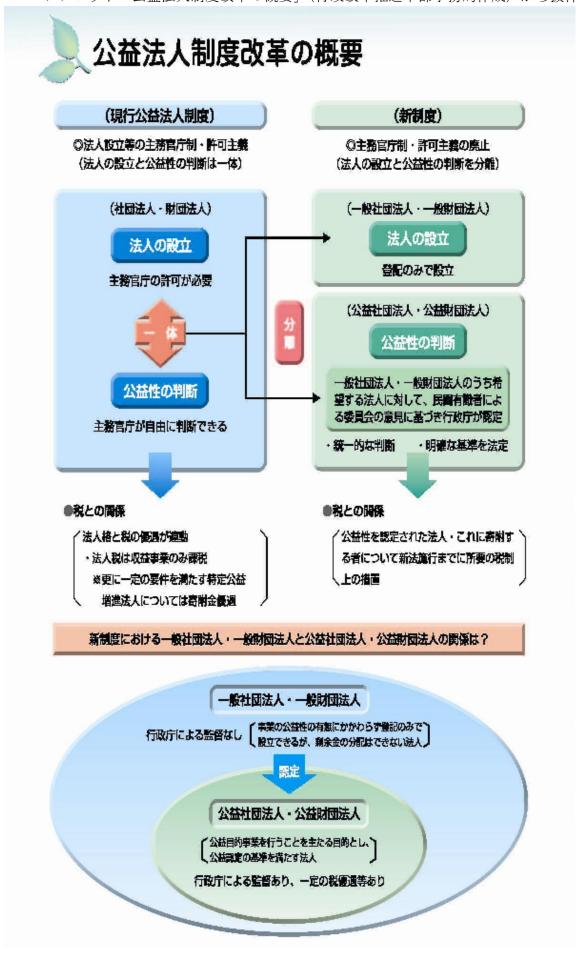
| | | D 4-21.66 | · 사 라 사 라 | | | E #n /# - A | | 単位:千円 |
|------|------------|-----------|------------|-----------|--------|-------------|---------|---------|
| 払込年度 | 44 1 4 1 4 | | 金融公庫 | | | 長期借入金 | | |
| , , | 約定利息 | 約定元金 | 約定元利 | 貸付金残高 | 推計利息 | 約定元金 | 推計元利 | 貸付金残高 |
| H22 | | | | 7,308,169 | | | | 808,065 |
| H23 | 176,554 | 296,593 | 473,148 | 7,011,576 | 14,089 | 136,402 | 150,491 | 671,663 |
| H24 | 169,550 | 302,016 | 471,566 | 6,709,559 | 10,507 | 136,402 | 146,909 | 535,261 |
| H25 | 162,590 | 295,896 | 458,486 | 6,413,664 | 8,322 | 124,416 | 132,738 | 410,845 |
| H26 | 155,911 | 280,949 | 436,860 | 6,132,714 | 6,378 | 114,500 | 120,878 | 296,345 |
| H27 | 149,821 | 258,460 | 408,281 | 5,874,254 | 4,599 | 103,100 | 107,699 | 193,245 |
| H28 | 144,046 | 261,760 | 405,806 | 5,612,494 | 2,979 | 95,780 | 98,759 | 97,465 |
| H29 | 138,122 | 265,500 | 403,622 | 5,346,994 | 1,519 | 83,000 | 84,519 | 14,465 |
| H30 | 132,061 | 261,888 | 393,950 | 5,085,106 | 205 | 12,425 | 12,630 | 2,040 |
| H31 | 126,093 | 270,248 | 396,341 | 4,814,857 | 24 | 2,040 | 2,064 | 0 |
| H32 | 120,155 | 243,823 | 363,978 | 4,571,035 | | | | |
| H33 | 114,931 | 265,367 | 380,298 | 4,305,668 | | | | |
| H34 | 109,978 | 247,261 | 357,239 | 4,058,407 | | | | |
| H35 | 105,500 | 245,692 | 351,192 | 3,812,715 | | | | |
| H36 | 100,820 | 250,897 | 351,717 | 3,561,818 | | | | |
| H37 | 95,910 | 221,828 | 317,738 | 3,339,990 | | | | |
| H38 | 91,123 | 240,563 | 331,685 | 3,099,427 | | | | |
| H39 | 85,468 | 202,367 | 287,834 | 2,897,061 | | | | |
| H40 | 80,861 | 174,599 | 255,460 | 2,722,462 | | | | |
| H41 | 76,753 | 146,285 | 223,038 | 2,576,176 | | | | |
| H42 | 72,797 | 134,715 | 207,512 | 2,441,461 | | | | |
| H43 | 68,789 | 138,459 | 207,248 | 2,303,002 | | | | |
| H44 | 64,607 | 136,464 | 201,071 | 2,166,538 | | | | |
| H45 | 60,440 | 144,910 | 205,350 | 2,021,629 | | | | |
| H46 | 56,223 | 147,031 | 203,254 | 1,874,598 | | | | |
| H47 | 52,073 | 149,527 | 201,600 | 1,725,071 | | | | |
| H48 | 47,764 | 152,083 | 199,847 | 1,572,988 | | | | |
| H49 | 43,464 | 152,474 | 195,937 | 1,420,515 | | | | |
| H50 | 39,132 | 149,522 | 188,654 | 1,270,993 | | | | |
| H51 | 34,869 | 149,297 | 184,167 | 1,121,695 | | | | |
| H52 | 30,640 | 144,196 | 174,835 | 977,500 | | | | |
| H53 | 26,460 | 136,747 | 163,207 | 840,753 | | | | |
| H54 | 22,564 | 140,643 | 163,207 | 700,109 | | | | |
| H55 | 18,549 | 136,302 | 154,850 | 563,808 | | | | |
| H56 | 14,704 | 127,009 | 141,712 | 436,799 | | | | |
| H57 | 11,197 | 120,379 | 131,577 | 316,420 | | | | |
| H58 | 7,929 | 103,568 | 111,498 | 212,852 | | | | |
| H59 | 5,223 | 77,385 | 82,608 | 135,467 | | | | |
| H60 | 3,362 | 53,018 | 56,380 | 82,449 | | | | |
| H61 | 2,102 | 45,013 | 47,115 | 37,436 | | | | |
| H62 | 912 | 20,760 | 21,672 | 16,676 | | | | |
| H63 | 387 | 9,700 | 10,086 | 6,976 | | | | |
| H64 | 135 | 3,567 | 3,702 | 3,409 | | | | |
| H65 | 63 | 1,695 | 1,758 | 1,714 | | | | |
| H66 | 33 | 1,387 | 1,420 | 327 | | | | |
| H67 | 6 | 327 | 333 | 0 | | | | |
| 計 | 3,020,671 | 7,308,169 | 10,328,840 | | 48,622 | 808,065 | 856,687 | |

^{*}長期借入金のうち変動金利は利率1.6%で試算している。

^{*}四捨五入のため合計値が合わないことがある。

面積 (ha) 平成23年4月1日現在) ⟨₀ 契約面積:14,618ha) Ŷ ჯ % 6/





(3) RB + REPLOCATION + REPLOCATION - REPLOCATION (1)方針 〇分収林契約の解除 〇契約解除に伴う地上権の放棄 **OMYTH** 朝政 ③森林管理者が不在となる信 该件 (Constant) ■ ◎森林管理・経営責任からの (2) XUNE • AMENOS—CONTRAN ORDA D 事業廃止 ●既往借入資金の返還義務◆今後の森林管理責任 ◇管理責任からの解放 発表の姿 (1) The Orientoperson property property property (NETRE) CANTHE CANTHE (2) メリット ◇一元管理による効率的運営 ◇事業収支均衡経営の可能性 ◇「第三セクター等改革推進 博」の活用 ○経済林と環境林の区分割り 資子補償に伴う債務の一括 ◆県による法的制限の拡大と 事業スピードの総告◆45人が単での配置◆国による支援制数なり 2 一部県営林化 無来の姿 (3) 機能 黑部林化 (2) メリット 今一方世間による時代は世 今 / 加三セクターをおお出出 第 1 の哲学 (3) **課題** ◆海朱袖衛に伴う債務の一括 衛端 ◆**バモケギ・ギュニ** (1) 方針 〇公社営林を全て県営林へ移 ○無燃林による一元管理◆公本を言言した。○公本を言言した。○不採算林の継続管理○経営責任の先送り(分収林改革の後退) O 1 全部県営林化 無米の番 ₩ Oshtrate 廃止の方向 (3) 機能 ◆系統的 (一数) 四級不可 ◆表数化二級表土物所等の ◆無関与の希薄化 ◆特定民間企業の営利を助長 する可能性 (2) メリット 今後衛制節のスパード化 今年記でなるます。 今 7年三センターのおおま ○ 医間溶物による溶管療 等の導入 ○ 深等重視の溶剤による 事業の効率化 採算林のみ継続 無来の姿 2 完全民営化 (1) 方針 〇第三者による新たな事業運 歯 **OAMIFIL** 開来の姿 (2) メリット 今経営判断のスピード化 今年でのアンビアを選手 今 / 加三セクターのおおか 化 の配物 ○ 医間経営による経営階 質の導入○ 保算重視の経営による 事業の効率化○ 不採算杯の経続管理 公社の抜本的改革 (3) 福間 全事業緩続 民智化 (1) 方針 ○医間と無による共同経動 (2000年度) ○医間の経営影響の導入 ○底流体大温線杯/区分割の ◇新たな資金開達不要 ◆**不知明和第四番 7 第三**を クター**をなれる書類 0.68** 問職化 ◆XCERN/CLASTERN BONES ○ 民間による採算性を重視したの経営改善 の一たの経営改善 ○ 県と民間の役割分担に よる事業の効率化 $\mathbf{\omega}$ (3) 課題 ◆民間と県の役割・責任の不 ▶県債権の(一部)回収不能 採算林のみ継続 ◇民間と県の役割分担 ◇ (でから) スピーデル **考えられる今後の公社のあり方、方向性** 「無来の姿 1 共同経営化 (日本の数 の人を記されている。 第2人の主ないのの表別が出し、 は、の事業の効率に、 の下が算体の誘惑管理 (1) 方針 **OAECAC よるが記録** ○民間の経営感覚の導入 (2) メリット ◇経営判断のスピード化 ◇民間と県の役割分担 ◆ままのVZは配文は 全事業緩続 存続の方向 (1) 方針 **0 大いかだがしたが 0.9 に対す** ○経済林と環境林の区分割 りの明確化 ○反対が着した流動体態 に以動 ○無に依中した流動体態 どのの影響 ♦-FANDAMENTS (NEE >国による支援制度の活用 (3) ### +790FH00/H899FC 458FF +730FE00MBFF C.W.5.28FFFF00MF (2) XUNE 3 縮小存続 無米の姿 (1) 方針 OFESTATE TANDS A DECENTATION O経営以書努力の雑様 (2) メリット ◇国による支援制度の活用 ◇分収林契約の履行義務の ©公社営林による一元管 理効率的運営 ②不採算林の拡大と総務 管理 ◎属への依存体質に変化 なし ◆元章が在公社部は小野野 することに対する土地所有 着の対す 下可欠 ▶不採算事業の拡大の可能 A 存続 2 拡大存続 御来の後 (2) メリット ◇国による支援制度の活用 ◇分収林契約の履行義務の 継続 (3) 機能 ◆ 株木改存でなどなく機能の 格能の ◆ 県の無利子貸付の継続が 不可欠 ○経営努力による収支改 曲○不採算林の継続管理○無への依存体質に変化なし (1) 方針 ○現状規模での事業継続 ○経営改善努力の継続 1 現状存続 無米の後

各項目ごとの相対的分析表

(分析の見方) ①分析は、現状より改善されるもの®、現状©、現状より悪化するもの△の3段階。 ②単純な相対分析であり、分析に重み付けがなく、絶対的なものではない。 ③分析は、方向性(たたき台)の実現性を加味したものではない。 ⑥分析は、公社営林と県営林を含めたトータル分析。 ⑥分析は、公社営林と県営林を含めたトータル分析。 ⑥不探算林廃止後の管理は土地所有者が行うこととして分析。 ⑦方向性(たたき台)は、下記のものだけではなく、他に右存在する可能性有り。

存続の場合

No.1

| | | | | | | 方向性 (たたき台) | | | | | |
|-----------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------|----------|
| | | Ħ | | 2 | | е | | | | 4 | |
| | 項目 | 現状存続 | | 拡大存続 | | 縮小存続 | | 共同経営化 | (民間 | 共同経営化(民間企業との業務提携) | |
| | | | | (県営林との一元化) | | (採算林のみ継続) | | 全事業継続 | | 採算林のみ継続 | |
| | | コメント | 分析 | コメソト | 分析 | インメロ | 分析 | コメント | 分析 | インメロ | 分析 |
| | 県債権の回収見込み | 第9期経営計画(変更)では、債権回収不能額29億円 | 0 | 現状存続と同等 | 0 | 不採算林の債権回収不能確定 | 0 | 回収不能額減額の可能性 | 0 | 不足額減額の可能性 | 0 |
| 県民負担 1 (今後の経費) | 経営体制 (人件費、事業費等) | 現状 | 0 | 一元化によるコスト結減 | 0 | 不採算林廃止によるコスト縮減 | 0 | 日 はんしょる コスト語 減 | 0 | 民営化によるコスト縮減 不採算林廃止によるコスト縮減 | ٥ |
| | 国の支援 (特別交付税) | 现状 | 0 | 県からの貸付金の増額による特別交付税の 増 | 0 | 現状と同じ | 0 | 現状と同じ | 0 | 現状と同じ | 0 |
| | 公庫等への繰上償還 | 現状 | 0 | 現状と同じ | 0 | - 玉媛の緊腸工襟をキン川嵬ᄽ竸迷と | ⊲ | 現状と同じ | 0 | 不採算林廃止による繰上償還の発生 | ⊲ |
| 2 資金調達 | 三セク推進債活用の可否 | 现状 | 0 | 現状と同じ | 0 | 不採算林廃止に係る三セク債の活用による 金利軽減 | 0 | 現状と同じ | 0 | 不採算林廃止に係る三セク債の活用による 金利軽減 | 0 |
| | 県債権の代物弁済に係る消費税 | 不用 | 0 | 不用 | 0 | 不用 | 0 | 7————————————————————————————————————— | 0 | → | 0 |
| 新公益法人への | 収支相償 | 現状 | 0 | 現状と同じ | 0 | 不採算廃止による収支相償 | 0 | 民営化による収支相償 | ٥ | 民営化、採算林の廃止による収支黒字化 | ٥ |
| 3 対応及び公替的 | 造成した森林の管理 | 現状 | 0 | 現状と同じ | 0 | 土地所有者による不採算林の管理の困難性 | ⊲ | 現状と同じ | 0 | 土地所有者による不採算林の管理の困難性 | ⊲ |
| 機能の光準 | 伐採後の管理 | 現状 | 0 | 現状と同じ | 0 | 現状と同じ | 0 | 現状と同じ | 0 | 現状と同じ | 0 |
| ###################################### | 供給量 | 現状 | 0 | 現状と同じ | 0 | 探算林仁限定 | ⊲ | 市場の需要量に対応可能 | ٥ | 採算林仁限定 | ⊲ |
| 4 イングングストアメード A M M M M M M M M M M M M M M M M M M | 供給体制 | 現状 | 0 | 現状と同じ | 0 | 採算林仁限定 | ⊲ | 市場の需要量に対応した供給体制 | 0 | 市場の需要量に対応した供給体制 | 0 |
| 土地所有者への | 土地所有者の理解 | 現状 | 0 | 県営林の土地所有者の理解 | ⊲ | 不採算林の廃止に係る土地所有者の理解 | ⊲ | 現状と同じ | 0 | 民営化、不採算林の廃止に係る土地所有者 の理解 | ⊲ |
| 5 対応 | 契約変更等事務 | 現状 | 0 | 県営林の土地所有者への対応 | ◁ | 不採算林の廃止に係る土地所有者への対応 | ⊲ | 現状と同じ | 0 | 民営化、不採算林の廃止に係る土地所有者 への対応 | ⊲ |
| 単位書◆次 | 十岁してなま | 現状では、9聯務営計画(H19策定)により、2・ 層かの同じを終めます。 30巻半本社の思りたい | より、29番とだっ | ・県営林の公社による一元管理によるコスト縮減 | - / fills at | ・収支均衡した経営体質に改善 ・3セク側の活用による有利子負債の経減 | | ・民間による採算性を重視した経営による赤字橋の 繰小又(は収支均衡 | 下字輪の | ・ 圧間による採算性を重視した経営と不採算林の廃止による収支均衡又は無字化・3 七ケ偏の活用による有利子負債の経済・3 七ケ偏の活用による有利子負債の経済 | 算林の廃 |
| #5 III | 主なデメリット | - 1877ンでは水下間の光込み4、作曲以来が1928- (17478。 | | ・原営林との一元管理による不採算林の近大 ・原行道林の公社営林化に係る土地所有者との契約 変更 | | ・不採算林の廃止(契約解除)に係る土地所有者対 応 ・不採算林の土地所有者による管理体制 | 拉着拉 | ・共同経営する民間企業の有無と選択方法 ・民間との共同経営に係る土地所有者への対応 | 梧 | ・共同経営する民間企業の存在と選択方法 ・民間との共同経営に係る土地所有者への対応 ・不採算林の契約解除に係る土地所有者対応 | (全 (全 |

各項目ごとの相対的分析表

[分析の見方]

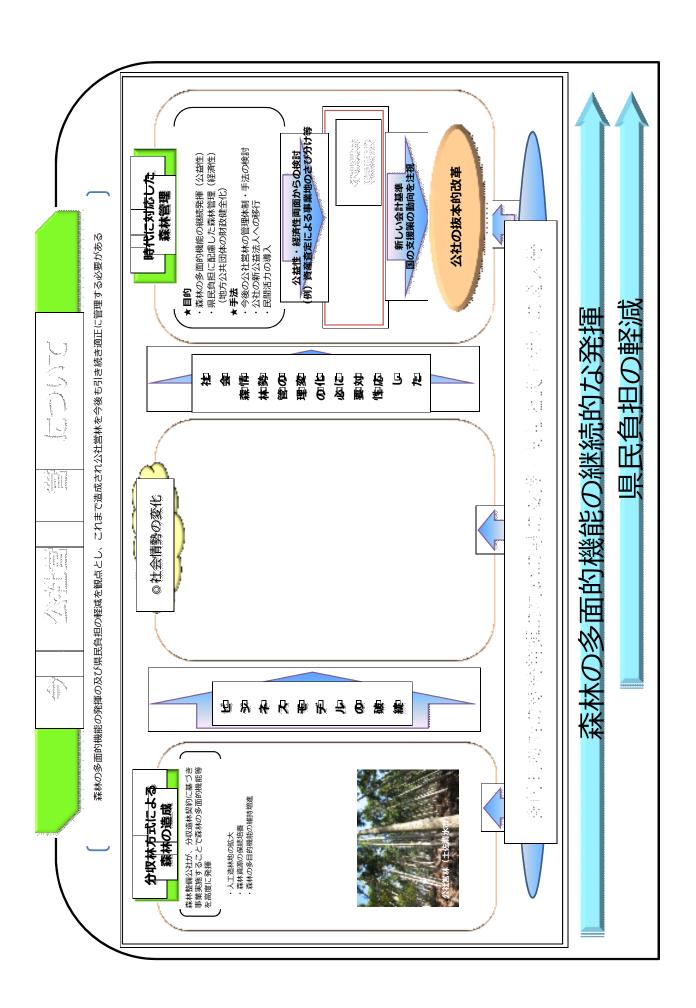
①分析は、現状より改善されるもの®、現状ら、現状より悪化するもの△の3段階。 ②単純な相対分析であり、分析に重み付けがなく、絶対的なものではない。 ③分析は、方向性(たたき台)の実現性を加味したものではない。

④分析結果から方向性(たたき台)を誘導するものではない。⑤分析は、公社営林と県営林を含めたトータル分析。⑥不探算林廃止後の管理は土地所有者が行うこととして分析。⑦方向性(たたき台)は、下記のものだけではなく、他にも存在する可能性有り。

廃止の場合

No.2

| | | | | | | 方向性 (たたき台) | | | | | |
|-----------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------|----|
| | | | Г | | | 2 | | 3 | | 4 | |
| | 項目 | 完全民営化(公注 | ±1∈ÆD | (公社に代わる民間企業による経営) | | 全部県営林化 | | 一部県営林化 | | 事業廃止 | |
| | | 全事業継続 | | 採算林のみ継続 | | | | | | | |
| | | コメント | 分析 | コメント | 分析 | コメント | 分析 | カメント コメント 分 | 分析 | コメント | 分析 |
| | 県債権の回収見込み | 回収不能額減額の可能性 | 0 | 回収不能充成額の可能性 | 0 | 現状存続と同等 | 0 | 現状存続と同等 | 0 | 事業廃止による回収不能額の確定 | ⊲ |
| 県民負担 (今後の経費) | 経営体制 (人件費、事業費等) | 民営化によるコスト縮減 | 0 | 民営化によるコスト縮減 不採算林廃止によるコスト縮減 | 0 | 県営林化によりコスト増の可能性 | △ | 県営林化によりコスト増の可能性 △ | 4 | 廃止により経費不用 | 0 |
| | 国の支援(特別交付税) | 現状と同じ | 0 | 現状と同じ | 0 | 利子補給に対する特別交付税無し | ⊲ | 利子補給に対する特別交付税無し | Mir. | 事業廃止により国の支援縮小 | ⊲ |
| | 公庫等への繰上償還 | 現状と同じ | 0 | 不採算林廃止による繰上償還の発生 | ⊲ | 県営林化による繰上償還の発生 | ⊲ | 県営林化による繰上償還の発生 | 4 | 県営林化による繰上償還の発生 | ⊲ |
| 2 資金調達 | 三セク推進債活用の可否 | 不採算林の有利子負債の県承継 | 0 | 不採算林廃止に係る三セク債の活用による 金利軽減 | 0 | 三セク推進債の活用 | 0 | 不採算林廃止に係る三セク債の活用による 金利軽減 | 0 | 三セク推進債の活用による金利軽減 | 0 |
| | 県債権の代物弁済に係る消費税 | 子用 | 0 | 不用 | 0 | 県貸付金の代物弁済にともなう消費税の発 生 | ⊲ | 県貸付金の代物弁済にともなう消費税の発 生 | 4 | 不用 | 0 |
| おいなボスクの | 収支相償 | 民営化による収支相償 | ٥ | 民営化、不採算林の廃止による収支黒字化 | ٥ | 松川能力 | ı | 数当無フ | 1 | | ı |
| 3 対応及び公益的 | 造成した森林の管理 | 採算性による管理の選択 | ⊲ | 採算性による管理の選択 不採算林の土地所有者による管理の困難性 | ⊲ | 現状と同じ | 0 | 土地所有者による不採算林の管理の困難性 | 4 | 土地所有者による管理の困難性 | ⊲ |
| #54.00 | 伐採後の管理 | 現状と同じ | 0 | 現状と同じ | 0 | 現状と同じ | 0 | 土地所有者による不採算林の管理の困難性 | 4 | 土地所有者による管理の困難性 | ⊲ |
| 本林〇在完併総 | 供給量 | 市場の需要量に対応可能 | 0 | 採算林に限定 | ⊲ | 現状と同じ | 0 | ☆少の可能性 | 4 | 所有者による管理の困難性 | ⊲ |
| ZX Z ZX | 供給体制 | 市場の熊野量に対応した供給体制 | ٥ | 市場の需要量に対応した、供給体制 | 0 | 現状と同じ | 0 | 現状と同じ | 0 | 所有者による管理の困難性 | ⊲ |
| 土地所有者への | 土地所有者の理解 | 完全民営化に係る土地所有者の理解 | ⊲ | 完全民営化、不採算林の廃止に係る土地所 有者の理解 | ⊲ | 県営林化に係る土地所有者の理解 | ⊲ | 具営林化、不採算林の廃止に係る土地所有 者の理解 | △ | 廃止に係る土地所有者の理解 | ⊲ |
| 对応 | 契約変更等事務 | 完全民営化に係る土地所有耆への対応 | ⊲ | 完全民営化、不採算林の廃止に係る土地所 有者への対応 | ⊲ | 県営林化に係る土地所有者への対応 | ⊲ | 県営林化、不採算林の廃止に係る土地所有 △ △ 者への対応 | ⊲ | 廃止に係る土地所有者への対応 | ⊲ |
| 公公司 正 | 主なメリット | ・民間経営による経営感覚の導入により、 縮小又は収支均衡 ・不採算林の負債を県が引き取ることで、3 の活用可能 | 赤字幅の3セク債 | ・民間経営による経営職物の導入と不採算林の廃止 による収支均衡又は果字化 ・3セク側の活用による有利子負債の経済 | の廃止 | ・公共性を重視した経営 ・3セク傷の活用による有利子負債の軽減 | | ・公共性を重視した経営 ・3セク傷の活用による有利子負傷の軽減 | | ・今後の森林管理が不要 ・3 セク傷の活用による有利子負債の軽減 | |
| | 主なデメリット | 完全民営化の対象となる企業の存在と選択完全民営化に係る土地所有者との契約変更 | DZ IBI | ・完全民営化の対象となる企業の存在と選択 ・完全民営化に係る土地所有者との契約変更 ・契約変更、不振算林の契約解除に係る土地所有者 対応 | 所有者 | ・代物弁済にともなう消費税の課税 ・高い人件費での事業継続 | | ・不採算林の代物弁済にともなう消費粉の課税 ・高い人件費での事業継続 ・不採算林の契約解除に係る土地所有着対応 | | ・既在債務の無価値化 ・代物弁済による消費税の課税 ・契約解除に係る土地所有者対応の阻避性 ・行取庁としての森林管理放棄問題 | |



分収林契約変更の考え方

| 森林の管 理者区分 | | 通 | Ш | 期間延長 | 分収割合 | 第 明 |
|--------------|---|------------|--------------|------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 桑 | | | (1) 皆伐・土地を返還 | 巣 | 無 | 土地所有者との協議が整わなかったな場合には、原契約どおり、契約満了時には主伐を実施し 土地所有者に土地を返還する。 |
| 土地形 | - | 原契約の履行 | (2) 地上権の買取 | ı | ı | 契約満了時、土地所有者の意志により、公社の地上権(公社の収益分)を時価相当額で買い取る。 る。 時価相当額は、公社が、市場で取引される価格から、伐採、搬出のための費用等を控除した価格である市場価逆算法により算出する。 |
| 有布 | 0 | 延長期間の森林管理 | 最最 | 柜 | 柜 | 契約期間を80年に延長し、延長期間に必要な森林の管理(施業の実施、土地の境界確認、気象害、病害虫等の調査、間伐等の実施等)は土地所有者が行い、定期的に公社に報告する。 管理に必要な経費については、原契約の分収割合の率で双方が負担する。 |
| 殊 | | | (1) 分収割合の変更 | 柜 | 佈 | 契約期間を80年に延長し、延長期間に必要な森林の管理は公社が行う。 (参考事例) 分収割合は8(公社):2(土地所有者) (土地所有者が市町村の場合は、9(公社):1(市町村)) |
| 公社等 | - | 所有者の経費負担 | (2) 非皆伐施業 | 柜 | 佈 | 契約期間を80年に延長し、択伐施業や間伐施業等を繰り返す非皆伐施業を導入し、将来にわたって森林状態が維持出来るような管理を行う。 皆伐に比較して非皆伐施業導入することで管理経費が増大することから、分収割合は9:1(参考事例)とする。 |
| | | | (3) 管理経費の負担 | 柜 | 桩 | 契約期間を80年に延長し、延長期間に必要な森林の管理(施業の実施、土地の境界確認、気象害、病害虫等の調査、間伐等の実施等)は公社が行うが、管理に必要な経費については、原契約の分収割合の率で双方が負担する。 ただし、土地所有者が負担する延長期間の管理コストは、土地所有者の分収益(2割(土地所有者が市町村の場合は、1割)(参考事例))を上限とする。 |
| | N | 公社等への寄付 | | I | 1 | 土地所有者の意志により、公社等へ土地(地上権の土地所有者の収益分を含む)を無償で寄付する。 |
| 账 | - | 第三者による森林管理 | ★管理 | 柜 | 柜 | 森林経営委託、森林経営信託、特定目的会社(SPC)等により経営権を第三者に譲渡し、新たな森林管理手法により森林を管理する。 公社・土地所有者は新しい契約手法により分収益の権利を確保する。 |
| 無川布 | 7 | 土地の売却 | | ı | ı | 土地(地上権の土地所有者の収益分を含む)を第三者に売却する。 この場合、公社は土地所有者の同意を得て売却の意志を第三者に伝えることはあっても、土地 所有者と第三者との価格等の交渉には関与しない。 |

林業公社会計基準の策定について

目的:林業公社における適正な森林資産評価

現行の公社会計

公社の考え方

- ·簿価=既投資額
- · B/Sの均衡保持で赤字経営形態等の経営課題の潜在化
- ・経済状況の反映の鈍化
- ・国の基準(財政健全化法等)との不整合性

国の考え方

- ・財政健全化法の基準に伴う公社資産の適正な評価
- ・最新の公益法人会計基準の早期適用
- 林業の特異性は加味しない

現実の経営状態が未反映

林業の特異性が未反映

「林業公社会計基準策定委員会 | (地方組織)

国との協議

国(内閣府・総務省・林野庁)

国の承認

新しい会計基準

- ・経済状況に適合した基準での資産評価 ・林業公社経営の問題点の顕在化 ・林業の特異性を反映したB/S ・新たな国の基準で、林業公社改革に活用可能な基準 (国・県支援の活用による再建・再生)

資産超過

<u>債務超過</u>

自助努力及び国・地方の 支援で経営継続

転貸債の活用

優良資産

不良資産

公社による抜本的改革及び 国・地方の支援策が必要

新会計基準適用による財務状況【資産超過・債務超過】

| | , ' | | | • | | , | | (単位:千円) |
|--------------|-----|------------|--------------------|------------|-----------|---|------------|--------------------|
| | | 現在 | 在 | 新基準を適用した場合 | 用した場合 | | 注記を反映した場合 | した場合 |
| 九 | | 森林資産 | 正味財産 | 森林資産 | 正味財産 | | 森林資産 | 正味財産 |
| 五十 | | А | B | O | О | | | Ц. |
| 平成21年度 | | 27,956,406 | 18,387 | 27,745,954 | ▲ 192,065 | | 26,128,393 | ▲ 1,809,626 |
| 平成30年度(10年後) | | 25,078,945 | ▲ 2,769,532 | | | | 25,078,945 | A 4,668,576 |
| 平成40年度(20年後) | | 22,622,126 | ▲ 5,143,332 | | | | 22,622,126 | 22,622,126 |

注1:平成21年度は、次年度(平成22年度)に主伐する団地を時価評価。 注2:平成30年度、40年度は、次年度に主伐する団地を時価評価していない。 注3:平成30年度、40年度の現在の正味財産は、平成21年度の正味財産(18,387千円)から(簿価-主伐収益)を控除して算出

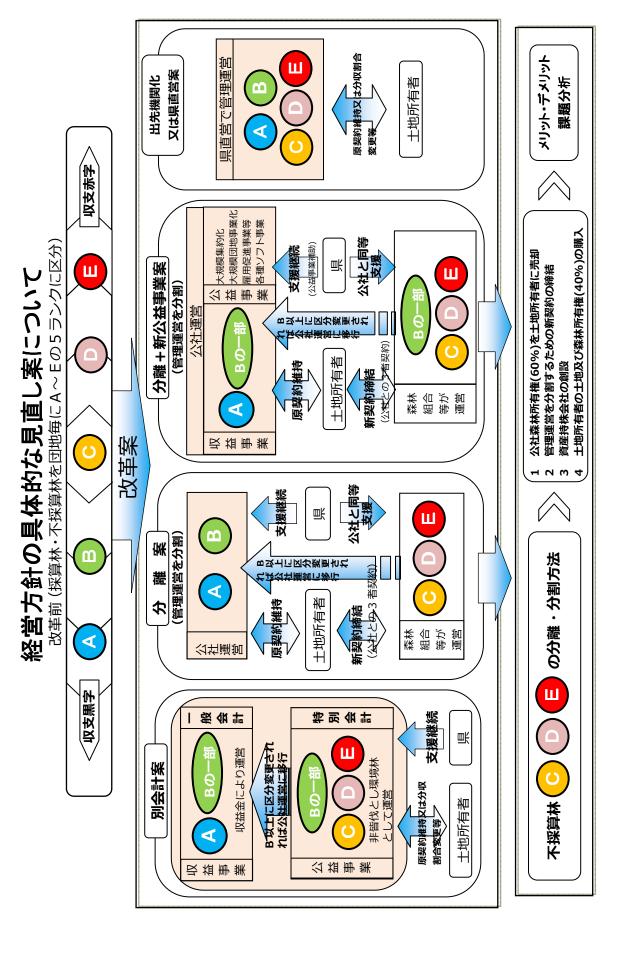
(金額:千円、団地数:団地)

| | 伐其 | 伐期を迎える団地 | |
|------|-----------|----------|-----|
| | 簿価 | 主伐収益 | 団地数 |
| 10年後 | 2,877,461 | 89,542 | 155 |
| 20年後 | 5,334,280 | 172,561 | 267 |

分離・分割後の不採算林整備策に係るメリット・デメリット

| 1 | Ţ | 項目 | 売却 (案) | 新契約 (案) (新補助・支援制度の創設) | 資産持ち株会社(SPC) の創設(案) | 購入(案) |
|----------|----------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | τ. | 数 | ・立大年時間で売却 (公社の分成割。(GoA)で売却) ・立大売却に作い、原分の体験等等等 | ・原文の株型的情報。 ・企文士・土地所有者。森林但命等四階整体の管理・整備契約の締結 ・公社と公士地所有者には完全監告 大社 60%→50% 土地所看社のか~→10%人は30% 基林信告の6%→10%人は20% 基林信告の6%→10%人以20% 基林信告の6%→10%人以20% 基林信告の6%→10%人以20% 第本榜理・整備の実施よれば森林信告等 | - 原文の政治的保険 ・原文の活体相の参照時間が4の出版による(SP C)の役立 ・SP C出版の別開外業際時代に簡単・整備を全面扱形(保険権の展 施) | 一生地の海域の受益権 (40%) と山林所有権を特益機入 原分の技術等が 順入後の対象は可能が 東入後の対象は主題体(同形度)として整備 職人後の対象は主題体(同形度)として整備 整備度等に限いるの全部補助を 原外の対象を上はが多針として管理 ・経典事業は雇用対策の位置づけを明確化する。 |
| | * | イッしメ | ・ 契労部隊による番手子機の高速と確塞に係る指来金井独担の原派 ・ 様々の種子でありスクを回避 ・ 今後のは林智斯が不要 ・ 今後の土地所有権の対応が不要 | · 與四階級「よる海科子機の原理」を選「係る明米金利免担の機械 ・ 原語整理機能の場合による応動の上が開等 ・今後の高林健型不管 ・今後の土地所有難の対応が不顕 | ・ 契約時期による相手分娩の意識と暗滅に係る何来急利的自50程減 ・ 空間経動的の場合による配益の上が即等 ・今後の近本部型が大型 ・今後の上地所有機の対応が不要 ・ 「経済後の新疆 ・ 主状物の近光能用ケへ即得 | 、現の実際による利子を集の登録と整理に係る相子を対り他の表現・今後の土地所考慮のおびが不理・一条後の土地所考慮のおびが不理・現場林として選修していくことによる人社の機能の維持・向上・環境林として選修していくことによる人社の機能の維持・向上 |
| | l⊬ U X | アメレット・課題 | ・土地が高着の第入職力の事がの事態 ・等他があり、実践が対象の変化による収益物の他大 ・等をからが出来、果材があるの変化による収益物加の可能性放棄 ・管御が上がに出来ない。等しまるがあるの数で、 ・等側が上がに出来ない。 ・等側が上がに出来ない。 ・等値を出放び無機能器を行う場合の原因関係 | · 契(5)解除之所,契约(元指,在)并也所有做上的问题等等,基本管理,必要,计值工作,及,包集,解释的服保。 · 集の指導の途本通野胎(85%)の交接 | ・土地所有者の3PCへの土地所有指導を記るでは上権の出資についての同 ・ 全社の服務は指導が消失 ・ 森林語(の受けばしなる)解析の確保 ・ 一定規模の森林問題原格解析が必要 | ・土地及び土地所有者の分収益(4部)購入による将来発出見込銀の借入 大大工工業体の管理・整備費用の発生による将来免担別込銀の増大・購入に係る場の財政対策 |
| | 将来負担馬 | 将来負担見込額(千円) | ▲ 15,299,511 | ▲ 13,294,124 | ▲ 13,483,926 | ▲ 18,084,087 |
| | 収支不足額と | 収支不足額との差額(千円) | 1,352,180 | 3,357,567 | 3,167,765 | ▲ 1,432,396 |
| <u> </u> | | 有利子負債の圧縮 | ٥ | ٥ | ٥ | ٥ |
| <u>ш</u> | 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 今後の公社の管理費 | 0 | 0 | 0 | • |
| K | | 既往投資額の回収 | • | 0 | 0 | 0 |
| \$ | | 材の有利な販売 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1年 2 年 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 | 土地所有者の理解 | • | • | • | 0 |
| 1 | | 新契約等の事務負担 | 0 | • | • | 0 |
| \ \ \ | 公社的權能分級補 | 将来の森林管理 | • | 0 | 0 | 0 |
| 7 | AIRTO AND RECORDING | 伐採後の管理 | • | 0 | 0 | 0 |
| + | | | ・モングなら難難躁を可能ではないか、モニ近へひランクについても後は可能 | ・適助部85%が機能されることが領接となる ・土地所着物の原状を国くとが必要 ・受け国は大丈夫が、結びされる最終組合等の原現を固くことが必要 | ・土地所有者の国際大関してより。 ・土地所有者の国際大関しいだろう。政則に制助がからのではないか ・前回の政制では、不明なおが多く、次回即・カバーする必要がある ・ 資産料価をビエがするのか、第3者が評価をすると、評価のコストがか かる | · 招來自且の數据來來889中 |
| | 名 | 各委員からの意見 | ・委員会の大勢は分類策であるが、分類業を見直すこともありうる ・A、Bランクも機器は分割を考えてはどうか ・実はるが具体的にやれるのか ・ 当のようが自然機器は分割を表えてはどうか ・ 実はるが具体的にやれるのか ・ 土地所得るの意的が到りたいが、例えば幹事会を選じて市即村へ土地所得者としての意向を確認してはどうか ・ 分配値検契約者にも適体や保育にかかる経費を担任を求めてもよいのではないか ・ 土地所有者への設即がポイント。その手間をどうするのか ・ 解契的策及じSPCの収支が正しければ収支が投稿されるが実践は可能か ・ 土地所有者側からみたメリット・・デメリットの整理が必要ではないか。 ・ 土地所有者側からみたメリット・・デメリットの整理が必要ではないか。 | 作者としての意向を確認してはどうか はないか | | |

[・]分析は、現状より改善されるものの、現状 ○、現状より悪化するもの▲の3 段階。 ・単純な相対分析であり、分析に重み付けがなく、絶対的なものではない。



森林整備公社分収造林にかかる土地所有者へのアンケート

1 調査目的

「高知県森林整備公社経営検討委員会」での検討材料とするため、森林整備公社の分収造林にかかる土地所有者を対象にアンケート調査を実施(アンケート調査資料は別添のとおり)

2 調査実績

①アンケート配票調査

-調査期間: 平成23年7月13日 ~ 平成23年7月29日(締め切り日)

送付数 1,671回答件数 512回答率 30.6%

②土地所有者への直接聞き取り

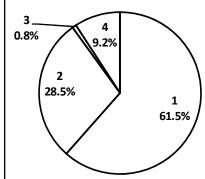
·調査期間: 平成23年7月26日 ~ 平成23年8月3日

•調査者数:5名

3 集計結果(平成23年8月29日現在)

問1 今後の分収造林の管理・整備について

① アンケート配票調査結果



| | 質 問 項 目 | 回答数 | 割合 |
|---|------------------------------------|-----|-------|
| 1 | 現行どおり公社に管理をしてもらいたい | 315 | 61.5% |
| 2 | 必要であれば、地元森林組合等、民間会社が 管理してもかまわない | 146 | 28.5% |
| 3 | 公社の持分(おおむね60%)を買い取り、自ら 管理したい | 4 | 0.8% |
| 4 | その他 | 47 | 9.2% |

*複数選択や選択なしはその他とした

現行どおりの公社管理希望が約61%を占めている。

一方で、地元森林組合等への管理移管でもかまわないが約29%となっている。今後、管理移管にあたっての分収割合が課題となる。

また、買取希望者は約1%と僅かながらいる。

〇 アンケートその他意見(抜粋)

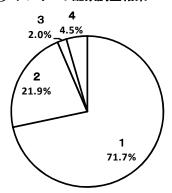
- ・民間事業者には、山林の長期管理は無理ではないか。土地所有者には不安がある。
- ・ 公社が管理できないものを森林組合が管理できるはずがない。森林組合の倒産をまねく。
- ・ 他の事業体に管理移管した場合の条件を教えてもらいたい。
- ・ 現行どおり管理願いたいが、条件等により自らの管理を考える。
- 高齢となり自己管理は不可能。
- 公社持分の買取条件を知りたい。
- 共有林については、共有者をとりまとめてもらえれば土地も含め一括買取の意思がある。
- 買取してくれる土地所有者を調査したらどうか。
- 公社造林は、民間林に比べ間伐等の手入れが行われていないように感じる。 積極的に間伐を進めてもらいたい。

② 土地所有者への直接聞き取り結果(抜粋)

- 契約時には、県、公社からメリットばかりの話と分収造林事業への強い要請があり協力した経緯がある。 それをふまえれば原契約どおり公社が管理すべきではないか。
- ・森林組合との信頼関係や組合が行き詰ったときの支援がどうなるかが不安。
- ・ 移管先した事業体が十分管理してくれるかどうか又倒産リスクなど不安がある。
- ・ 公社の山は管理が不十分。また、森林組合の管理能力にも疑問がある。
- 森林組合が実質管理していることから管理をまかしてもよい。 ただし土地所有者の分収割合を変えないことが条件。
- ・ 新契約の条件があえば、地元のため、森林組合の存続のため協力したい。
- ・山を買い戻す金はないし、戻されても個人では山の管理ができない。
- 皆伐後についても再造林を個人ですることは不可能。
- 本音をいえば、安くてもいいので早く皆伐してもらって自分の代で現金化したい。
- ・森林環境税を投入し、公社の山も含め年次ごとに地域集中型で間伐をするべきである。

問2 土地(土地所有者の持分おおむね40%を含む)の所有について

① アンケート配票調査結果



| | 質 問 項 目 | 回答数 | 割合 |
|---|-----------------|-----|-------|
| 1 | これまでどおり所有していきたい | 367 | 71.7% |
| 2 | できれば売却したい | 112 | 21.9% |
| 3 | 行政等に寄付したい | 10 | 2.0% |
| 4 | その他 | 23 | 4.5% |

*複数選択や選択なしはその他とした

これまでどおり所有したいが約72%を占めている。

一方で売却希望者が約22%、行政等への寄付2%を併せれば1/4近くになり対応を検討する必要がある。

〇 アンケートその他意見(抜粋)

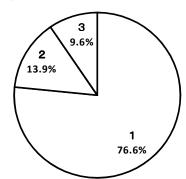
- ・ 艱難辛苦に耐えている山主にとっては、売却や寄付をする気持ちにはなれない。
- ・ 共有林については個人で意見が言えない。
- ・ 土地相続が困難なものについて、行政で対応を検討してもらいたい。
- ・ 自分で自由に管理や処分がしたい。
- ・ 所有しても今後の希望が持てない。
- 80年の契約は長すぎる。
- ・ 80年に契約延長をしたが売却してもよい。
- ・ 土地付きで売却を希望する。手続き・売却金額が知りたい。
- ・ 世代交代もしており早く売却したい。
- 適切な管理をしてこなかったにもかかわらず、このような質問は言語道断、各造林地の現状を把握し 責任の所在を明確にすべき。
- ・ 公社に契約解除してもらい、伐採まで土地所有者が管理し、皆伐時に精算する。
- ・ 管理者に持分40%を寄付する。
- 社団法人に寄付したい。

② 土地所有者への直接聞き取り結果(抜粋)

- 共有林についてはこれまでどおり所有していく。
- ・皆伐後に土地を売却したい。
- ・ 木が安くてもかまわない。早く皆伐して現金化したい。
- ・ 行政が買い取ることを検討すべきではないか。 市町村では実施しているところがある。

問3 分収割合について

① アンケート配票調査結果



| | 質 問 項 目 | 回答数 | 割合 |
|---|----------------------------------------------------------|-----|-------|
| 1 | 現状の分収割合を継続したい | 392 | 76.6% |
| 2 | 契約当時とは状況が変わっているので、分収 割合変更 (土地所有者の分収割合を下げる) もやむを得ない | 71 | 13.9% |
| 3 | その他 | 49 | 9.6% |

*複数選択や選択なしはその他とした

現状の分収割合を継続したいが約76%を占めている。

一方で分収割合の変更もやむをえないが約14%となっている。 分収割合については、土地所有者から多くの批判的な意見をいただいた。

〇 アンケートその他意見(抜粋)

- 分収割合の変更は契約違反である。
- ・ 収入が減るのであれば、公社50:土地所有者50に変更してもらいたい。
- ・ 管理が不十分でばらつきがあるのは契約違反であることから公社50:土地所有者50に変更してもらいたい。
- ・分収割合について、価格が上がった際に持分を増やす選択肢はまずないにもかかわらず持分を減らすなどという選択肢があろうはずがない。土地所有者との考えにあまりに違いがある。
- 財政的に困難なら山主に権利を返還するべきではないか。
- ・ 材価が低いので、緑や自然を守るため100年置くことを考えたらどうか。
- ・ 相続問題で売ることも管理も出来ない山が増えてくる。土地の相続や売却がもっと簡単にできるよう 法律を変えてもらいたい。
- 分収割合の変更にも協力したいが、所有することによる負担が大きいと判断した場合は売却や寄付を検討したい。
- ・ 現状が難しいのであれば、公社の意向に賛同する。
- ・個人的には、管理や経済的に困難がありしばらくは分収割合を下げてでも公社に管理をお願いしたい。
- 固定資産税を払い続けているが、伐採時の配分金が固定資産税支払い累計額を下回る可能性があり 心配している。
- ・国は林業の将来を真剣に考えるべきであり、困難な状況を全国で統一して国に働きかけをすべき。
- ・ 山林所有者に負担を求めるよりも、政策を推進した国に責任を問うべき。
- 契約内容の変更については、次の案を提案する。
- (1)当初の契約どおり1定時期に6割、4割で立木のまま、現物で配分する。
- (2)山林所有者は6割分の公社の造林について必要な期間の地上権を認める。50年or必要な期間の 延長を設定。

これにより、公社は向う数十年の管理費を4割削減する事が出来るし、山林所有者は4割分を自由に管理、伐採、換金する事が出来る。

- ・ 今回のアンケートには土地所有者にとって有益な選択肢がない。
- ・ これだけ材価が下がっているにもかかわらず所有者への相談対応が遅い。

② 土地所有者への直接聞き取り結果(抜粋)

分収割合についての意見は厳しいものばかりで、協力的な意見は無かった。

- 契約時には、県、公社からメリットばかりの話と分収造林事業への強い要請があり協力した経緯がある。 現状と契約は別、原契約どおりでの分収割合でお願いしたい。
- ・ 材価が下がり現状の契約でもほとんど収入が見込めない上に土地所有者の分収割合を下げる契約には 協力できない。
- ・ 原契約が強いと理解しており、分収割合の変更は契約違反行為である。
- ・ 公社の山の管理は不十分。公社の経営にも問題があるのではないか。

分離・分割後の不採算林整備策(新契約案)にかかる林業事業体への聞き取り調査結果

| 調査期間等 | ·調査期間 平成23年6月23日 ~ 平成23年7月29日 | ・調査実施事業体 12 (うち森林組合8) | |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県の説明 内容 | 1 現在、検討委員会において公社の抜本改革について検討中。 (平成22年9月の中間報告において、改革を前提に存続する方向性が出された) 2 現在、検討委員会において公社の分収造林のうち不採算林の分離・分割の可能性を検討中。 2 現在、検討委員会において公社の分収造林のうち不採算林の分離・分割の可能性を検討中。 3 この中で、現在の2者契約を解除し、公社、土地所有者、林業事業体の3者契約(新契約案)とし、併せて管理・運営を林業事業体に移管することについて検討中。 → 可能性について森林事業体から意見聴取をすることになったもの。 メリント・ ・契約解除することで既往借入金にかかる将来金利の軽減効果が大きい。 ・林業事業体が長期的に管理すること、収益が林業事業体に反映されることで、企業努力によるコストダウンが図れる可能性がある。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 現在、検討委員会において公社の抜本改革について検討中。 (平成22年9月の中間報告において、改革を前提に存続する方向性が出された) 現在、検討委員会において公社の分収造林のうち不採算林の分離・分割の可能性を検討中。 この中で、現在の2者契約を解除し、公社、土地所有者、林業事業体の3者契約(新契約案)とし、併せて管理・運営を林業事業体に移管することになったもの。 することについて検討中。 → 可能性について森林事業体から意見聴取をすることになったもの。 サント 契約期間満了まで林業事業体が中長期の視点で計画的に管理・運営をすることで、企業努力によるコストダウンが図れる可能性がある。 契約期間満了まで林業事業体が中長期の視点で計画的に管理・運営をすることが出来る。 上野 管理・運営を引き継ぐにあたっては収益(間伐、主伐)の例えば10%を林業事業体となる。 前提に考えている。 公社の山は奥山が多く、採算面でのリスクが伴う。 | 体に移管る。 る。 の補助金を |
| | 肯定的な意見 | 課題的な意見 | その他意見 |
| 事業体への調き取り結果(意見抜粋) | 定規模の団地で管理を任せてもらえれば、安定 的に仕事が出来るメリットは大きい。 ・請負よりは施業の自由度がありやりやすい。 ・中長期的な視点に立って1つの事業体が管理する ことでいい山が出来る。 ・公社営林は境界、土地所有者が明確であり、一般 の山より管理しやすい。 ・展間がやることによって、細やかな整備ができ、 作業道整備などで、収益のアップが期待できる。 ・例えば、団地毎に分析して、黒字の山と赤字の 山を含め、総合的に経営にプラスとなる提案で あれば引き受けは出来る。 ・管理を任せてもらえれば、土地所有者、公社に 利益を還元する自信がある。 ・森林農地整備センターの分収造林をやっている ので、事務(土地所有者の対応等)に対する不安 はない。 ・新契約案はありがたいことでやるべき。 ・新製約案はありがたいことでやるべき。 | ・利用間伐できることが条件となる。 ・経営面積が広がるメリットがあるが、林齢が若く 機出間伐が見込めない切捨間伐が必要な森林 もあり、公社営林全体となると経営的に難しい。 ・土地所有者対応、相続問題が気がかり。 ・経営のことを考えれば赤字になる山の引き受け は困難。 ・土地所有者等の責任を持たされるため、管理 経費は最低限必要。 ・事業体への分収割合にも配慮いただきたい ・計画的かつ安定的に七事が出来るメリットと経営 リスケの両方を勘案する必要がある。 ・管理運営をまかせる事業体の生産性、技術力が 必要であり、森林整備に係る理念を持ちプランニ ングできる事業体の選択が必須。 | ・公有林(国・県・公社)も、低コストで管理してい、時代になった。 ・土地所有者自らが管理できない民有林は、境界管理も含めて5年契約で森林管理をしている。 ・地域林業を担っており、食い散らかし、いいとこだけをやってあとは捨てるということは出来ない。 ・分収割合の見直しは7.3程度なら土地所有者に理解が得られるかもしれない。 |

中間報告書

平成22年9月10日

高知県森林整備公社経営検討委員会

高知県森林整備公社経営検討委員会の中間報告

高知県森林整備公社経営検討委員会(以下、「委員会」という。)は、平成21年11月18日に第1回委員会を開催して後、平成22年9月10日の第8回委員会まで、色々な視点から積極的に議論・検討を行ってきた。

その結果、当委員会としては、森林整備公社(以下、「公社」という。)は、国及び県の施策の下、森林所有者自らでは経営の困難な森林の造成と除間伐等の育林の推進により、森林資源の造成はもとより森林の公益的機能の発揮や雇用の創設などの重要な役割を果たしてきたものと認識している。

しかしながら、公社は、森林整備の事業費等を借入金に依存してきたことと、木材価格の 大幅な低下により、その借入金の返済に支障を来すという構造的な課題を抱えることとなっ てきたが、このことは高知県だけではなく、全国的な問題であるなど、高知県だけが努力し ても解決できるほど簡単な問題ではない。また、全国の林業公社改革の対策や状況を見極め るとともに、総務省、林野庁及び日本政策金融公庫の理解と支援を得なければ、しっかりし た解決の道筋が見えないといった厳しい状況にある。

このため、当委員会としては、抜本的な解決の道標となる「改革プラン」の策定のためには、国を始め他府県及び他公社の動向の把握も必要であり、かつ公社の持つ公益性を考慮し、 慎重を期した議論・検討が必要であると判断した。

このような流動的な状況からして、抜本的改革に向けた「改革プラン」の策定には、一定の時間が必要と認識するものの、現状を黙認した経営の継続も許されない。

従って、当委員会として、これまでの議論・検討を踏まえた上で、下記のとおり基本的な 方向性を維持しつつ、速やかに対応すべき公社経営改善策を明確に指摘することによって、 最終的な「改革プラン」の策定を待たずして、県及び公社が、指摘した経営改善策を速やかに 実行に移すことによって、少しでも公社経営の改善に努めることを求めることにする。

記

1. 基本的な方向性

公社について、現在、当委員会で検討している次に掲げる抜本的な経営改革策等を実施 することを前提に存続することとする。

- (1) 森林資産の厳格な査定を実施し、その資産査定による区分の明確化を行い、その区分ごとに応じた経営方針を策定すること。
- (2) 有利子負債については、早急に圧縮する努力を行うとともに、将来的にはその解消を目指すこと。
- (3) 理事会の活性化を図るなど、経営責任体制を明確にすること。
- (4) 事業手法の見直しを進めるとともに、事業費及び人件費を圧縮・削減すること。
- (5) 新公益法人への移行を目指すとともに、全国統一の新会計基準を採用し、財務状況の 透明性を図ること。

2. 速やかに対応すべき公社経営改善策

(1) 不採算林に係る有利子負債の繰上償還

公社の有利子負債については、平成 21 年度決算期で約 90 億円の残高があり、平成 21 年度に支払った利息は、約 2 億円にも達している。このため、有利子負債については、速やかに繰上償還することが望ましいが、その繰上償還する財源確保策と繰上償還に関する制約があるため、この課題を継続的に解決することが必要である。

国の支援策について、一昨年の国(総務省、林野庁)と地方府県代表(秋田県、京都府、高知県、大分県、鹿児島県)で構成した「林業公社の経営対策等に関する検討会」において、地方府県代表の強く要望した特別交付税の充実・拡大策が、平成21年度から実施されており、その充実・拡大された特別交付税措置の結果、高知県としては、多額の特別交付税の増額措置が受けられることになっている。

当委員会として、速やかに対応すべき公社経営改善策として、特別交付税を有効に活用することが、必要不可欠であると判断し、この増額された特別交付税を財源に、日本政策金融公庫の借入金の繰上償還を行い、支払利息の軽減を図ることを求めることにする。

また、その繰上償還財源に対する県の支援方法としては、県の補助金又は従前同様の県の無利子貸付金が考えられるが、返済義務を有しない県の補助金ではなく、従前同様、返済義務を有する県の無利子貸付金を財源とする方法により、金利軽減のための支援することが望ましいと判断した。

その理由・根拠として、下記の3点が挙げられる。

- ① 公社にとっては、繰上償還することによって有利子負債元金が減少し、支払うべき 利息が軽減される。また、現在、公社の支払利息については、県が全額支援しており、 有利子負債を繰上償還することによって、支払利息への県の支援額が軽減され、その 軽減分については県が資金調達する経費も不要となり、最終的には、県民負担を削減 する効果が見込まれる。
- ② 日本政策金融公庫等の全ての有利子負債は、その借り入れに際して県の損失補償契約が必須条件とされていたため、全ての有利子負債の借入について、県の損失補償契約がなされており、万一、公社が償還不能に陥り日本政策金融公庫等が損失を受けた場合、県がその損失を補償するという性質を持っており、県が負担せざるを得ない債務にもなり得るものである。
- ③ 仮に県の補助金を財源として有利子負債を繰上償還するとすれば、上記②のとおり、 その有利子負債は県が損失補償をしている負債であり、将来的に県の債権となる可能 性のある債務を解消するための支出となることから、補助金での支出については問題 が大きいと考えられる。

上述のとおり、検討した結果、今回の繰上償還については、公益性の問題があり補助金ではなく、県の無利子貸付金を財源とする方法で支援することによっても、公社の長期固定負債に対する県の負担及びリスクには変動を来たすことがなく、金利だけが早期に軽減される方法による支援の実施が望ましいとの判断に至った。

(2) 運営体制の見直し

運営体制の抜本的な見直しについて、理事長・理事の選出方法、経営責任の明確化、理事会の活性化、幹事会の設置、モニタリング経営の実施、監事の役割強化等を議論・検討しているが、全てについて方向性を示すには、まだまだ、議論・検討する時間が必要である。

ただ、理事の役割としては、公社経営に関して重要である「経営改善計画の進捗状況の把握・確認」と「計画と実績の乖離を補正するための対応策」を的確に理事長等の執行部に助言・指示することが必要であると考える。

従って、理事会の定期的な開催による意思決定が困難な状況の避難的な措置として、理事会の下部組織として、理事の所属する団体の職員の中から、各理事が推薦する幹事を指名したうえで、幹事会を設置し、間接的ではあるが、理事会の活性化を図りつつ、経営の透明化・適正化を求めるものとする。

(3) 事業執行方法の見直し

収支の改善を図るためには、事業執行方法の見直しが必要不可欠であると考えており、収益性の高い事業地への重点投資、外注先選定方法の見直し、入札制度の導入、民間企業との提携、経営委託等を議論・検討することが重要である。

このため、運営体制の見直しと同様に、継続して議論・検討をすることが必要であると考える。

ただ、事業執行手法の早期の見直しとして、国からも指導を受けている入札制度の早期導入を始め、既に県が実施している公募型プロポーザル方式による経営委託等について、公社に適した内容に充実することも含めて、導入に向けた検討を行い、透明性の確保とともに、経費の削減に努めるよう求めるものとする。

高知県森林整備公社経営検討委員会の検討経過・概要

| 委員会 | 主な議事等 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 (H21.11.18) | ・高知県森林整備公社の概要(体制・経営状況)について ・国及び県の支援策について ・全国の林業公社の状況について |
| 第2回 (H22. 1. 29) | ・林業公社会計基準策定の進捗状況について ・公社として担うべき役割について ・新公益法人移行の可否及び存廃を含めた方向性について |
| 第3回 (H22. 2. 19) | ・前委員会の論点整理について ・高知県森林整備公社の今後のあり方について |
| 第4回 (H22. 5. 20) | ・分収造林地の現地調査について ・他府県における「改革プラン」等の策定状況について ・今後の検討方法について |
| 第5回 (H22.7.2) | ・森林整備公社の平成21年度決算について ・「改革プラン」の骨子の検討について (問題認識まで) |
| 第6回 (H22.7.30) | ・平成21年度高知県森林整備公社一般会計の主伐に係る決算の概要 ・「改革プラン」の骨子の検討について(現状認識の修正、改善点の特定) |
| 第7回 (H22. 8. 24) | ・「改革プラン」の骨子の検討について(現状認識の修正、解決手段について) |
| 第8回 (H22. 9. 10) | ・中間報告について・「改革プラン」(10.公社存続プラン)について |
| 第9回 (H22. 12. 6) | ・「中間報告」の「速やかに対応すべき公社経営改善策」にかかる経過報告について・「改革プラン」の基本的な方向性について |
| 第10回 (H23. 2. 26) | ・「改革プラン」に関する各委員の意見について・全国統一の林業公社会計基準による森林資産評価等について・今後のスケジュールについて |
| 第11回 (H23. 3. 26) | ・経営方針の具体的な見直し案について ・経営方針の見直し案による将来負担見込について |
| 第12回 (H23. 5. 9) | ・経営方針の具体的な見直し案について ・全国の林業公社の現況 ・森林法一部改正の概要 |
| 第13回 (H23. 8. 30) | ・土地所有者へのアンケート及び事業体等への聞き取り結果について ・経営方針の具体的な見直し案について |

高知県森林整備公社経営検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 経営が著しく悪化している社団法人高知県森林整備公社の経営改革について、具体的、専門的に検討を行うため、高知県森林整備公社経営検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 検討委員会は委員8名以内で組織し、知事が委嘱する。
- 2 検討委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 検討委員会に特別委員を置くことができる。

(運営)

- 第3条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理 する。
- 4 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 検討委員会の委員は、必要に応じ特別委員ほか参考人から意見を聴くことができる。
- 6 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員の全員が同意し、委員長が特に 必要と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第4条 検討委員会の庶務は、林業振興・環境部森づくり推進課が処理する。

(雑則)

- 第5条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。
- 2 初回の検討委員会は、第3条第4項の規定にかかわらず知事が招集する。

附則

この要領は、平成22年4月23日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

高知県森林整備公社経営検討委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 所属・役職等 |
|-------------------------------|--------|-----------------------|
| 委員長 (学識経験者) | 根小田渡 | 高知大学名誉教授 |
| | 橋本 誠 | 橋本公認会計士事務所 |
| 公認会計士 | 武田 裕忠 | 武田裕忠事務所 |
| 中小企業診断士 | 森永 洋司 | (社)中小企業診断協会高知県支部 事務局長 |
| 弁護士 | 金子 努 | 金子努法律事務所 |
| 计 米 钼 ′ 这 文 | 戸田 文友 | 高知県森林組合連合会 代表理事会長 |
| 林業関係者 | 中越 利茂 | 梼原町森林組合 代表理事組合長 |
| 県民代表 | 高村(禎二) | 株式会社ハイパープラザ取締役 |

| 特別委員 | 平成23年3月31日まで |
|------|--------------|

| 弁護士 | 橋本 勇 | 東京平河法律事務所 (総務省出身) | |
|-----|------|-------------------|--|
| | | | |